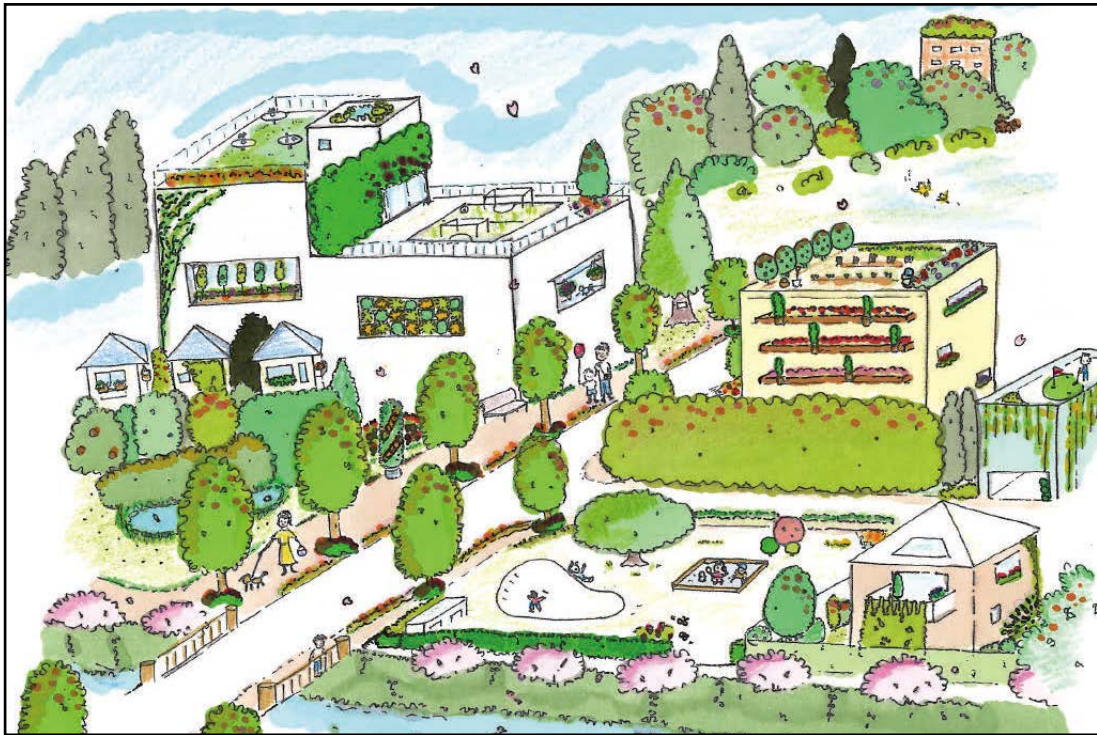


緑化計画書作成の手引



新宿区みどり土木部みどり公園課

は じ め に

都市におけるみどりは、都市気候の調節、大気の浄化、生物の生息空間の形成等の機能をもつとともに、人工的な要素によって形成される都市の景観にやわらぎを与える機能をもっています。

また、みどりは、都市の住民やそこで学び、働く人々に精神的な安らぎを与え、気分転換（リフレッシュ）を促進するという重要な機能をもっています。

このように、みどりの多さは、都市生活の快適さを示すものでありますが、近年、業務地化の進展に伴って急激にみどりが失われてきているのは残念なことです。

新宿区では、新宿区みどりの条例に基づき、建築行為等を行うとき区民や事業者に緑化を義務づけています。これは、建築物等の施設緑化の側面から、良好な都市環境づくりを進めることを目的とした制度です。

この「緑化計画書作成の手引」は、建築行為等を行う際に必要な施設の緑化に関する基準と条例上の手続きなどを解説したものです。

新宿区内には、様々な緑化を行っている建築物が多数あります。これをさらに推進するよう、皆様の御協力をお願いします。

この制度に関しては、**新宿区 みどり土木部 みどり公園課 みどりの係・緑化計画書受付担当**（区役所本庁舎 7 階、電話 03-5273-3924（ダイヤルイン））にお問合わせください。

緑被率の将来目標達成に向けた取組みについて

新宿区は平成 30 年 3 月、潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざすという理念のもと、区内のみどりを守り、増やし、育み、活用するための総合的な方針である「新宿区みどりの基本計画」を改定しました。

この計画で緑被率（みどりに被われた土地の面積比率）の目標を次のとおり設定しました。

- ◇今後 10 年間（平成 30 年～令和 9 年）で緑被率を 1 %アップする。
- ◇将来（21 世紀後半を想定）区全体の緑被率を 25 %にする。

新宿区の現在（令和 3 年 2 月）の緑被率は 17.98 %です。

令和 2 年度に実施した「みどりの実態調査（第 9 次）」の結果では、緑被率は前回調査時より上昇し、草地や屋上緑地のみどりが増加する一方、住宅の建替え等により樹木・樹林のみどりが減少しています。

区では、区有公共施設の新設、建替えにあたっては、緑被率を原則 25 %確保することを、重点的な取組みとして掲げています。また、国、東京都の施設や民間の大規模開発等の際にも将来目標の達成に向けた緑化を働きかけています。

このように、公園、学校、道路、河川などの公共空間のみどりをより一層増やしていくとともに民有地のみどりの減少を抑えることによって、10 年間で緑被率 1 %のアップと将来の緑被率 25 %をめざしています。

区の樹木や樹林地、草地、屋上緑地を守り増やし、かけがえのないみどりの環境を次の世代にも引き継いでいけるように、皆様の御協力をお願いいたします。

目 次

1	緑化計画書の対象	1
(1)	対象となる行為	1
(2)	対象となる施設と緑化内容	1
(3)	提出先	1
(4)	関連規制	1
2	用語の説明	2
3	緑化計画書の認定手続きの流れ	4
4	緑化計画書の提出及び作成要領	5
5	緑化完了届の提出及び作成要領	7
6	緑化の原則	8
7	接道部の緑化	10
(1)	接道部緑化基準	10
(2)	接道部緑化の算定	12
(3)	接道部緑化の手法	13
8	緑化面積	15
(1)	緑化面積の基準	15
(2)	地上部の緑化面積の算定	16
(3)	建築物上の緑化面積の算定	17
(4)	重要な建築行為等のその他緑化面積の算定	17
	〔既存樹木と保護樹木の割り増し算定〕	18
	〔参考〕	19
9	緑化計画書及び緑化完了届の作成事例	21
	〔モデル地区〕	30
	〔巻末〕	
	新宿区みどりの条例及び施行規則（抜粋）	33
	提出様式	

みどりのモデル地区の指定について

新宿区では、令和 14 年 3 月 31 日まで、みどりの条例第 24 条に基づくみどりのモデル地区の指定を行っています。モデル地区では、緑化内容によって接道部緑化延長及び緑化面積の割り増しができます。

○みどりの推進モデル地区：榎地域

高木、生垣については、接道部緑化延長及び緑化面積を 1.3 倍にして算定することができます。(モデル地区で、接道部に生垣を植栽する場合、接道部緑化助成の対象になります。)

○屋上緑化等推進モデル地区：新宿駅・高田馬場駅・飯田橋駅周辺の商業地域

屋上緑化については緑化面積を、壁面緑化、ベランダ緑化については接道部緑化延長及び緑化面積を、1.3 倍にして算定することができます。(モデル地区で、屋上緑化または壁面緑化を行う場合、屋上等緑化助成の対象になります。)

○みどりの保全モデル地区：落合地区

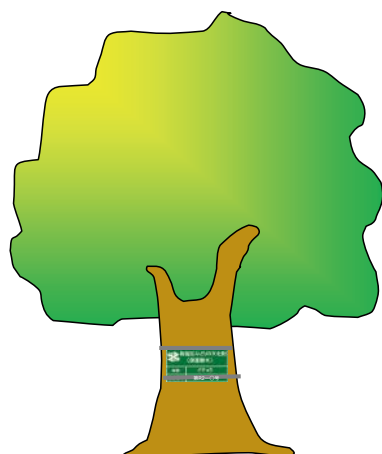
※各モデル地区の区域・内容、助成制度の詳細については、緑化計画書受付担当にお問い合わせください。

既存樹木の保存について

新宿区では、建替えなどに伴い伐採される既存樹木を減らすために、既存樹木を保存した場合、接道部緑化延長及び緑化面積の割り増しができます。

緑化計画に際しては、この割り増し算定の積極的な活用による既存樹木の保存に御協力をお願いします。(詳細は P 18 参照)

敷地内に区指定の保護樹木等がある場合は、必ず、事前にみどりの係の窓口にてご相談ください。保護樹木に指定されている樹木には、割増し算定が適用できます。



新宿区みどりの文化財 (保護樹木)	
樹種	イチョウ
指定番号	第R2-〇号

保護樹木の標識

保護樹木、保護樹林、保護生垣には標識を取り付けています。

保護樹木等の指定および解除は、「新宿区みどりの推進審議会」の調査審議事項です。

審議会での承認前に伐採することはできません。

1 緑化計画書の対象

(1) 対象となる行為

新宿区内で敷地面積 250 m²以上の土地で次の行為を行う場合は、新宿区みどりの条例により緑化計画書の提出が必要です。

- ① 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認を必要とする建築物の建築行為
(確認申請)
- ② 建築基準法第18条第2項又は第4項に規定する通知を必要とする建築物の建築行為
(計画通知)

※但し、大規模の修繕及び模様替え、用途変更、建築設備の設置並びに工作物の築造の場合は不要です。都市計画法第29条開発行為に基づく提供公園、建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物については窓口でご相談ください。

- ③ 道路外に設ける駐車場及び自転車駐車場のうち建築物でないものの造成行為

(2) 対象となる施設と緑化内容

〔公共施設〕(道路、河川、公園は除きます)

※主に公共の用に供される施設は、公共施設の基準となります。

250 m²～

接道部の緑化(延長) 地上部の緑化(面積) 建築物上の緑化(面積)

〔民間施設〕

250 m²～

1,000 m²～

接道部の緑化(延長)	接道部の緑化(延長) 地上部の緑化(面積) 建築物上の緑化(面積)
------------	---

(3) 提出先

新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係

新宿区歌舞伎町1-4-1 TEL 03-5273-3924 (ダイヤルイン)

※(4)に該当しない場合は、新宿区への提出のみとなります(東京都への提出は不要です)。

(4) 関連規制

敷地面積 3,000 m²以上で樹木の多い土地や草地等を宅地等に利用形態を変更する場合は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の第47条・48条により、東京都への許可申請が合わせて必要となります。

〔問い合わせ、提出先〕

東京都環境局自然環境部緑環境課指導担当 TEL 03-5388-3455 (ダイヤルイン)

2 用語の説明

(1) 重要な建築行為等

みどりの条例施行規則第 26 条に定める「特に区長が重要と認める建築行為等」のことで、次の適用を受ける建築行為等をいいます。

- ① 高度利用地区（都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号）
- ② 特定街区（都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号）
- ③ 再開発等促進区（都市計画法第 12 条の 5 第 3 項、地区整備計画が定められている区域に限る。）
- ④ 総合設計制度（建築基準法第 59 条の 2）
- ⑤ 一団地建築物設計制度等（建築基準法第 86 条、第 86 条の 2）

(2) 法定建蔽率

建築基準法第 53 条の規定により定められる、敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいいます（緩和規定による割合も含みます）。

(3) 敷地面積

次の面積をいいます。

- ① 建築行為においては、建築基準法施行令第 2 条による面積
- ② 駐車場及び自転車駐車場の造成においてはその敷地の面積

(4) 屋上利用可能面積

建築物の屋上で、人の出入り及び利用可能な部分のうち、ソーラーパネル、空調等の建築物の管理に必要な施設の設置や施設の管理用通路等のために緑化が困難な部分を除いた面積をいいます。

高さ 1.1m 以上の転落防止柵等で囲まれている場合は、常時施錠してある場合でも屋上利用可能面積に含まれます。

(5) 接道部

敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道）に接する部分から垂直に奥行き 6 m の範囲の土地をいいます。ただし、道路からの見通しが、塀、フェンス、看板等の障害物で妨げられないことが必要です。

(6) 樹木

高木、中木、低木及び竹類をいいます。

- ① 高木 植栽時に高さ 3.0m 以上の樹木
- ② 中木 植栽時に高さ 1.5m 以上 3.0m 未満の樹木
- ③ 低木 植栽時に高さ 0.3m 以上 1.5m 未満の樹木

(7) 生垣

高さ 1.0m 以上の樹木を延長 2.0m 以上列状に植栽したものをいいます。

(8) ツル植物

ツタ類、カズラ類等の木本性ツル植物をいいます。

(9) 地被植物

芝、リュウノヒゲ、アイビー、ササ類及びシダ植物等をいいます（コケ類は含みません）。

(10) 草花

1 年草、多年草等の草本性植物をいいます。

(11) 屋上

建築物の屋根部分をいいます。

(12) ベランダ

建築物の側面で外部に突出した屋根の付いた構造を持ち、室内と連続して人の出入り可能な部分をいいます（屋根のないバルコニーを含みます）。

(13) 壁面

建築物の外壁面部分をいいます（門や塀・フェンス等を除く）。

(14) 棚・アーチ

ツル植物で覆う目的で設置する棚状、アーチ状の工作物をいいます。

(15) 軽微な変更

規則第 25 条第 3 項の軽微な変更とは、規格変更を伴わない樹種の変更、植栽密度の変更、植栽場所の一部の変更等をいいます。

(16) 地上部の緑化延長

接道部にある植樹帯、生垣、単独樹木及び棚・アーチ等の緑化で、道路に面した部分の長さをいいます。

(17) 建築物上の緑化延長

接道部にあるベランダ及び壁面の緑化で、道路に面した部分の長さをいいます。

(18) 地上部の緑化面積

地上部における、樹木により緑化された面積をいいます。

(19) 建築物上の緑化面積

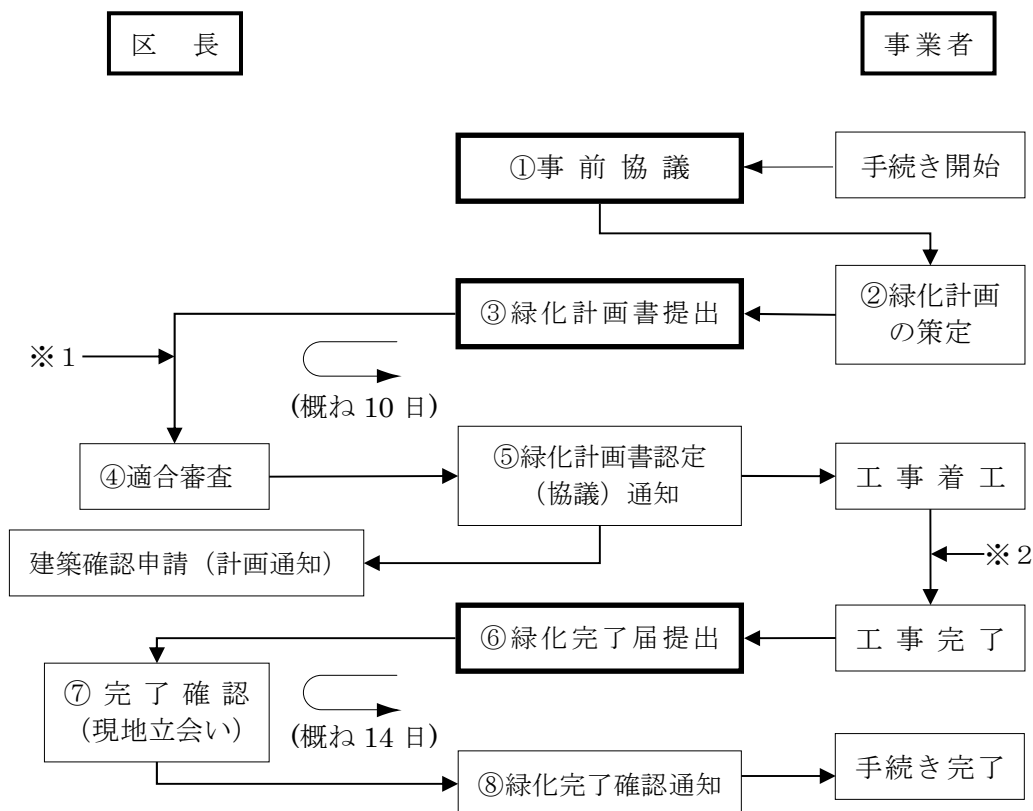
建築物の屋上、壁面及びベランダにおいて、樹木、地被植物、ツル植物、多年草等により緑化された面積をいいます。

3 緑化計画書の認定手続きの流れ

(1) 緑化計画の策定から、手続完了までの流れ

緑化計画書の認定には、次のような手続きが必要です。なお、緑化計画書等の提出及び事前協議等で来庁の際は、電話等で日時の打合せをお願いします。

手続きの流れ



※1 みどりの実態を把握するため、原則として既存樹木の現地確認を行います。

(ただし、既存樹木の状況により現況写真のみの確認とする場合もあります。)

※2 認定(協議)通知後に、緑化計画の変更をしようとする時は、速やかにみどり公園課に連絡し、再度認定(協議)を受けてください。

(2) 緑化計画書提出の勧告等の制度

条例に定められた内容を遵守していただくために、次の制度があります。

① 緑化計画書の提出及び履行勧告

緑化計画書が未提出の場合又は提出された計画書どおり履行されない場合は、提出及び履行するよう文書で勧告します。

② 違反行為の警告と公表

事業者が、①の勧告を受入れないなど悪質な場合は、みどりの推進審議会の調査審議を経て、文書で警告するとともに、その違反行為の事実を公表します。

4 緑化計画書の提出及び作成要領

(1) 緑化計画書の提出

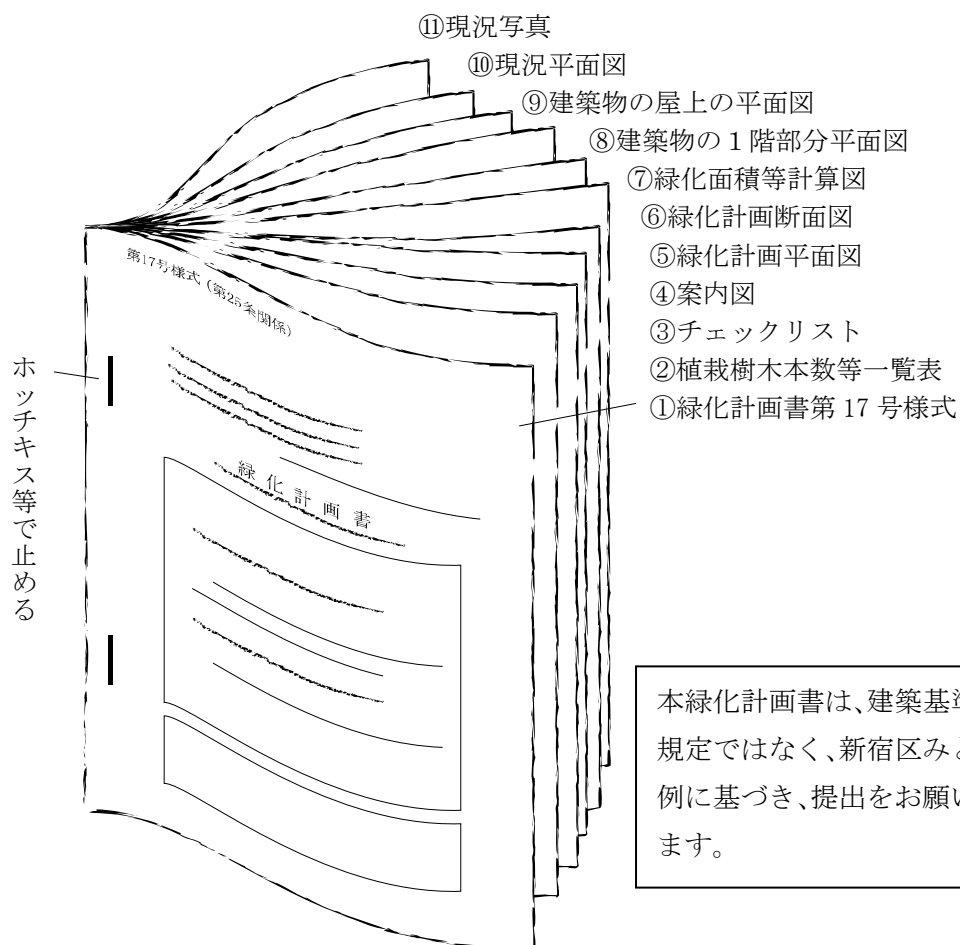
事業者（代理者）は、施設の建築設計等に着手する前（建築確認を受ける場合は、その申請の前、建築計画の通知を要する場合は、通知する前に認定（協議）通知が受けられる程度）に事前協議を行い、「緑化計画書」を正・副各 1 部提出してください。

(2) 緑化計画書の作成要領

緑化計画書（正・副）には、それぞれ次頁の図書を添付してください。図表は、A 4 サイズに折って、左端を止めてください。

(3) 認定通知及びその後の内容変更等

緑化計画書の内容が、基準に適合する相当のものであれば認定（協議）し、「緑化計画書（副本）」を交付します。交付された後に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、速やかにみどり公園課に連絡し、再度認定（協議）を受けてください。



図面は A 4 サイズに折りたたむ

※フラットファイルを外して提出ください。

<緑化計画書>

	図 書 名	記 載 内 容 等
①	緑 化 計 画 書 (例 : 2 1 ページ)	第 1 7 号様式
②	植 栽 樹 木 本 数 等 一 覧 表 (例 : 2 2 ページ)	樹木、ツル植物、草花等の植栽本数、株数等を記入する。
③	チ ャ ッ ク リ ス ト (例 : 2 3 ページ)	既存樹木の保護、生き物、景観への配慮、屋上緑化等について検討し、記入する。
④	案 内 図 (例 : 2 4 ページ)	当該地の位置を明示し、所在地を <u>住居表示</u> で記入する。
⑤	緑 化 計 画 平 面 図 (例 : 2 5 ページ)	植栽地の区域、植栽樹木の種類、高さ、葉張り及び本数（又は密度）を記入する。 植栽地 緑色（既存植栽と区別すること） 敷地の隣地境界 赤線 道路境界 青線
⑥	緑 化 計 画 断 面 図 (例 : 2 5 ページ)	当該断面部の植栽状況を図示し、植栽樹木の種類、高さ、葉張り、本数（又は密度）、緑地の幅、土留の高さ、地盤の高さ、人工地盤は土盛厚等を記入する。塀、フェンス等を設置する場合は、その位置、高さを記入する。
⑦	緑 化 面 積 等 計 算 図 (例 : 2 6 ページ)	植栽地の位置を図示し、敷地面積、緑化面積（計算式）、接道部長さ、接道部緑化長さ及び建築面積を記入する（求積、求長）。緑化計画平面図と兼ねてもよい。
⑧	建 築 物 の 1 階 部 分 平 面 図	建築物の1階部分の用途がわかる平面図。緑化計画平面図と兼ねてもよい。
⑨	建 築 物 の 屋 上 の 平 面 図	建築物の屋上（R階）部分の用途がわかる平面図（高さも記入）。
⑩	現 況 平 面 図	現況がわかる平面図。 なお、既存樹木がある場合は、既存樹木面積の算定根拠となる樹木の位置を図示する。また、既存樹木の根拠となる高さ及び本数を記入する。 樹木は、緑色で着色する。 ※写真を撮影した方向と、対応する写真の番号を記入する。
⑪	現 況 写 真	現況を撮影したカラー写真を、A4サイズの用紙に貼付し、図面と対応させた番号を記入する。割増し算定対象樹木、保護樹木がある場合は、全景写真を添付する。

<変更緑化計画書>

図 書 名	記 載 内 容 等
変 更 緑 化 計 画 書	第 1 8 号様式
理 由 書 (例 : 2 7 ページ)	変更理由及び変更項目（変更前後数値）を記入したもの。
緑化計画書と同様に③の「チェックリスト」を除く②～⑨を添付	

5 緑化完了届の提出及び作成要領

(1) 緑化完了届の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、速やかに、「緑化完了届」を正・副各1部提出してください。

(2) 緑化完了届の作成要領

緑化完了届（正）には、緑化完了平面図（緑化計画平面図に準じて作成し、写真の撮影方向、撮影番号を記入する。）及び完了写真を添付してください。緑化完了届（副）には、写真の添付は不要です。

写真は、緑化が確認できるもので、接道部緑化については、道路から撮影したものを必ず含めてください。図面等は、A4サイズに折って左端を止めてください。

(3) 緑化完了の確認

緑化完了届が提出された後に現地の確認を行います。確認したあと、「緑化完了届（副本）」を交付します。

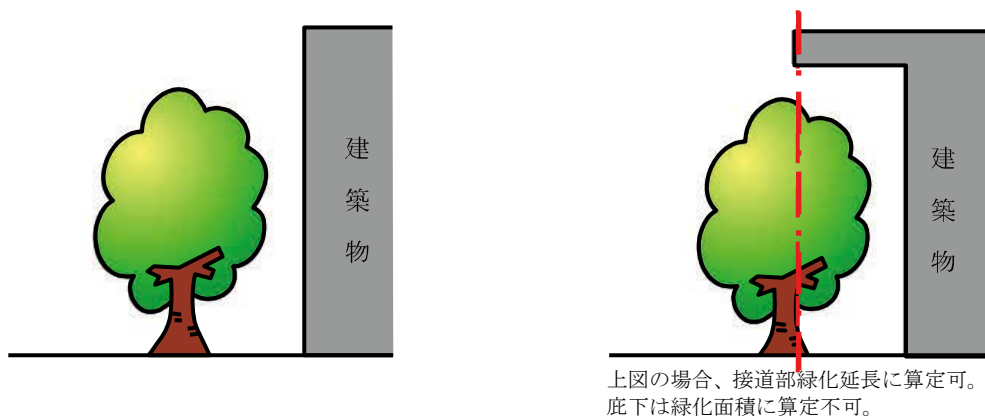
<緑化完了届>

図 書 名	記 載 内 容 等
緑 化 完 了 届 (例：28ページ)	第20号様式 ※樹木等の緑地管理者の所属、電話番号を記入する。
植 栽 樹 木 本 数 等 一 覧 表 (例：22ページ)	完了時の本数等を記入する。
緑 化 完 了 平 面 図 (例：29ページ)	緑化計画書と同じ要領（数値は実測を記入）で作成する。 ※写真を撮影した方向と対応する写真の番号を記入する。
緑 化 完 了 断 面 図 緑 化 面 積 等 計 算 図 (例：26, 29ページ)	緑化計画書と同じ要領（数値は実測を記入）で作成する。
完 了 写 真 ※ 副 本 に は 不 要	至近距離から撮影したカラー写真を、A4サイズ用の紙に貼付し、図面と対応させた番号を記入する。写真は、接道部及び空地等の緑化状況が確認できるよう撮影されたものとする。

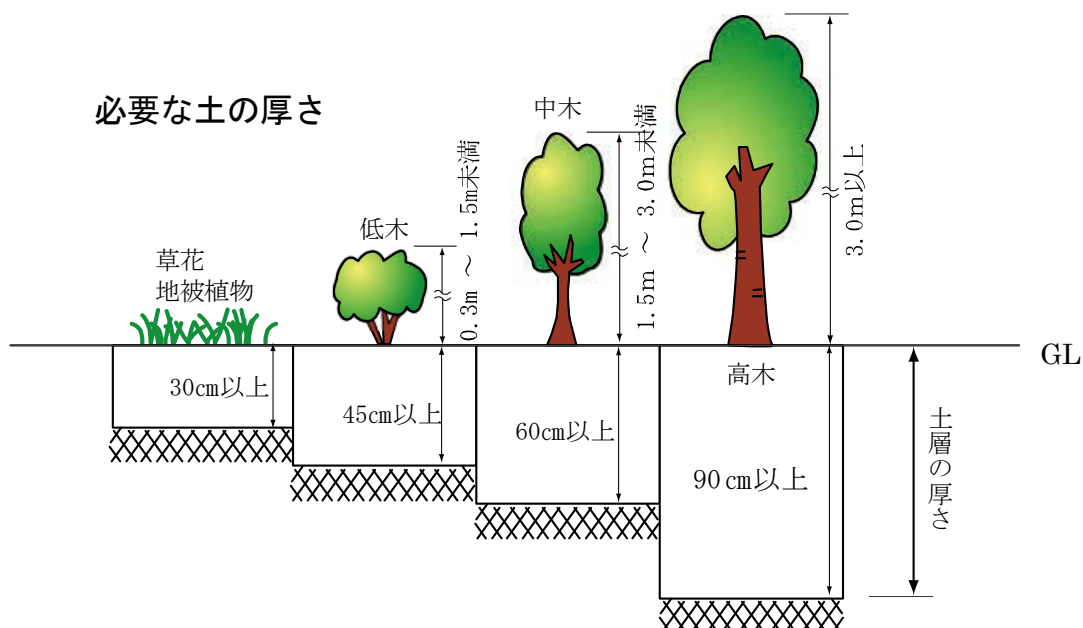
※緑化の完了にあたり、当初の緑化計画の内容に軽微な変更（3ページ（15）参照）が生じた場合には、理由書（例：27ページ）を添付してください。

6 緑化の原則

- (1) 緑化は、樹木等が生育するのに必要な太陽光、雨などが十分に当たる場所に行ってください。
やむを得ず底下に樹木を植える場合は、樹幹の半分以上が天空に出ている位置に植栽し、灌水装置等で、底下も水分が補給できることを条件とします（底下は緑化面積には算定出来ません）。



- (2) 既存の樹木は、可能な限り現状で保存してください。現状での保存が困難な場合は、移植等の方法により、可能な限り保護するように努めるものとします。
- (3) 緑化は、野鳥や昆虫等の生き物の生息しやすい環境の創出や、地域における自然環境の向上に十分配慮したものとします。
- (4) 緑化は、周辺の景観に配慮し、みどり豊かな街並みを形成して歩行者等に快適な眺望を提供するとともに、地域にうるおいと安らぎのある都市景観を創出していくものとします。
- (5) 人工地盤の上に植栽する場合は、根ぐされを起こさないような排水（水抜き）構造とし、植栽する樹種に必要な土層の厚さを確保してください。



- ※ 土層が薄くても、樹木等の生育が可能な人工改良土壌等を用いる場合は別です。
- ※ 木本性ツル植物については、使い方に応じて適切な土層の厚さを確保してください。

(6) 植栽密度は、次の内容を標準とします。

① 植樹帯には、低木等を適切に植栽した上で、4㎡当たり高木又は中木を1本以上植栽します。

※高木は、10年後のことを考慮して植栽計画をたてる必要があります。

② 生垣は、高さ1m以上の樹木を1m当たり3～5本程度、葉がふれあう間隔で植栽します。

③ 低木は、葉張り50cmの場合は4～5本/㎡、40cmの場合は6～7本/㎡、30cmの場合は9～10本/㎡の植栽とします。

※緑化計画書には、P.25 作成事例を参考に樹種名、樹高、葉張り樹木本数を記入してください。

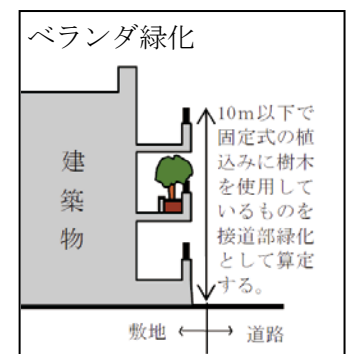
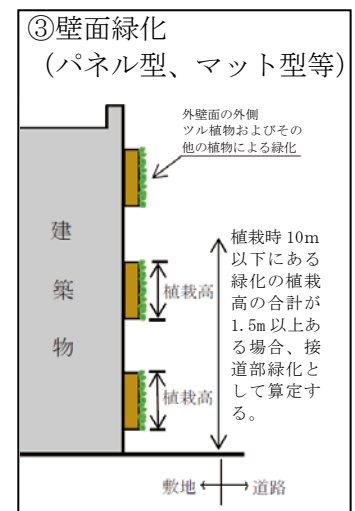
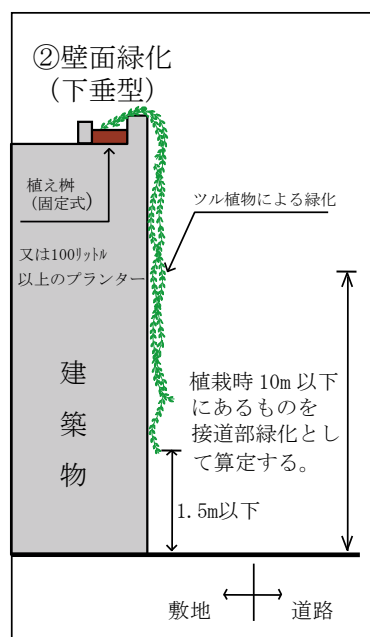
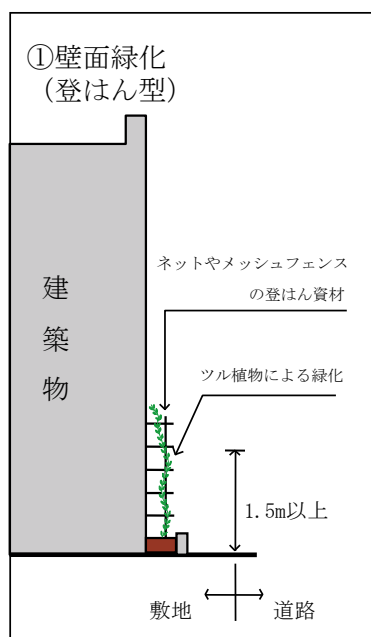
(7) 建築物上の緑化は、給排水、土壌厚、風対策に適切に配慮し、また、プランター等の可動できる植栽基盤を使用する場合は、1基当たり100ℓ以上のものを使用してください。

(8) 壁面緑化（建築物外壁面の緑化）は、必要に応じて補助資材を使用してください。

① 登はん型の緑化手法では、将来的に木本性ツル植物の先端が地盤上から概ね1.5m以上になるものとします。

② 下垂型の緑化手法では、植栽時に地盤上から10m以内に木本性のツル植物等があり、将来的に植物の先端が地盤上から概ね1.5m以下になるものとします（但し、出入口や窓等の開放部を除く。その場合は植栽高が1.5m以上あるようにすること）。

③ 壁面基盤の緑化手法（パネル型、マット型等）では、地盤上から高さ10m以内に植栽高の合計が1.5m以上で、木本性植物が過半を占める植栽とします。



(9) ベランダ緑化は、美観の形成に配慮した植栽をしてください。

ただし、接道部緑化としての算定には、樹木を使用する必要があります。
(道路から直に見えること)

(10) 棚・アーチによる緑化は、高さは2.5m以上3.5m未満とし、奥行きは最低40cm以上とします。

※ 植栽時における木本性ツル植物の長さが2.5m未満のものについては、1つの植鉢に複数株を植栽し、木本性ツル植物は着実に棚等に誘引してください。

7 接道部の緑化

(1) 接道部緑化基準

- ① 接道部延長に下表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上の緑化を、以下の方法により行ってください。

ア 地上部の植樹帯、生垣、単独木等の樹木（P2-2(6)参照）による緑化

イ ベランダにおける樹木による緑化

ウ 建築物の壁面における木本性ツル植物による緑化

エ 地上部の棚・アーチを用いての木本性ツル植物による緑化

※仮設建築物では、容易に移動できないプランター等（1個あたり100ℓ以上のもの）による緑化も算定できます。

<公共施設接道部緑化率一覧表>

敷地等の 建物 1階の 主用途	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上
学 校	6/10	7/10			8/10	
庁 舎 等	5/10	6/10	7/10		8/10	
住 宅	5/10	6/10		7/10		8/10
そ の 他	2/10	3/10	6/10		7/10	

<民間施設接道部緑化率一覧表>

敷地等の 建物 1階の 主用途	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上
学 校	5/10	6/10	7/10		8/10	
住 宅	5/10	6/10		7/10		8/10
事 務 所 店 舗 工 場 等	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	
そ の 他	2/10	3/10	6/10		7/10	

※表中の主用途の詳細は下記のとおりです

学 校 : 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等

庁 舎 等 : 官公庁の庁舎、消防署、警察署、公立の病院・診療所、図書館、公立の保育園
老人ホーム等

住 宅 : 区営住宅、都営住宅、寄宿舍、戸建住宅、共同住宅等

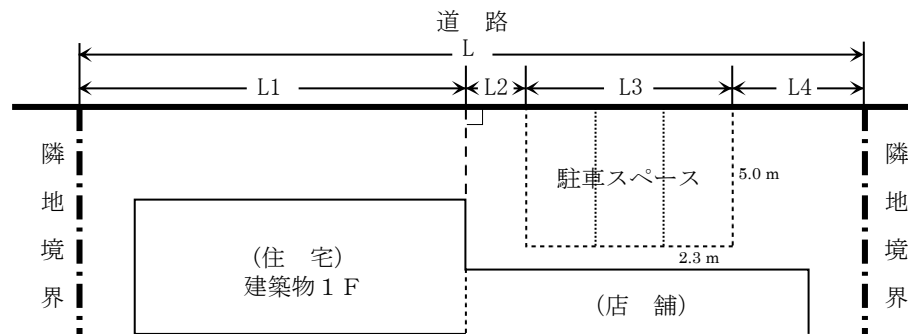
事務所・店
舗・工場等 : 事務所、店舗、工場、病院・診療所、宿泊施設、展示場、倉庫、専修学校
私立の保育園、老人ホーム、各種学校等

そ の 他 : 運動施設、処理場、駐車場、自転車駐車場、変電所、寺社、教会等

② 接道部緑化率は、建物の1階の主用途と敷地の面積により決めますが、それにより難しい場合は、接道部に面する用途と敷地面積により決めることができます。

ア 建物1階に施設が混在する場合の主用途は、共用部分を除いた接道部緑化率の高い施設の用途とします。ただし、共用部分のみの場合は、建物1階の主用途は「その他」とします。

イ 接道部に面する用途による場合は、接道部の用途に対応する道路の長さごとにそれぞれの接道部緑化率を当てはめ、あん分により全体の接道部緑化率を決めます。

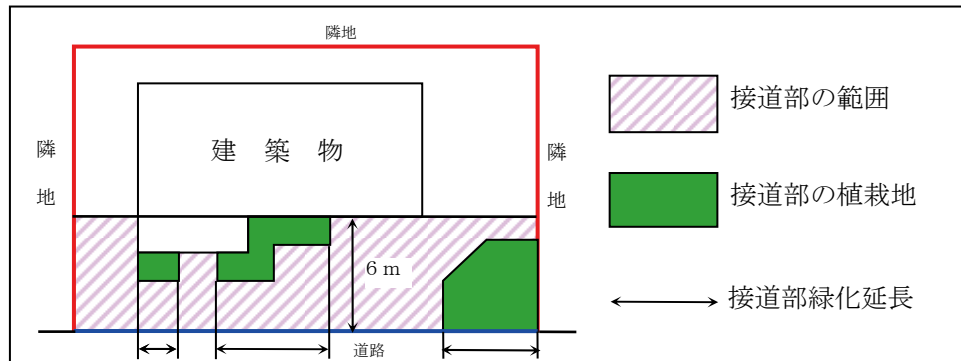


$$\text{あん分による接道部緑化率} = \frac{L1 \times (\text{「住宅」の緑化率}) + (L2+L4) \times (\text{「店舗」の緑化率}) + L3 \times (\text{「その他」の緑化率})}{L}$$

※あん分を用いる場合は、計算根拠がわかるようにしてください。

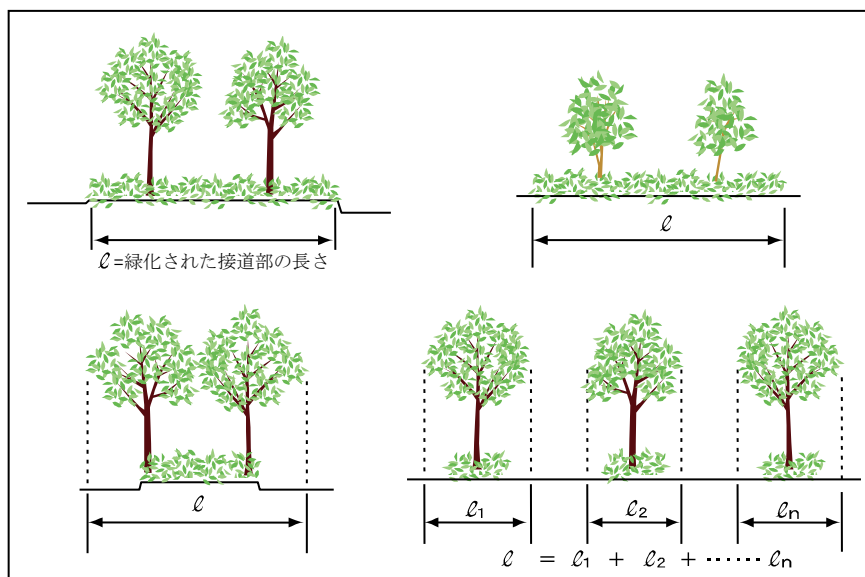
(2) 接道部緑化の算定

- ① 接道部とは、敷地のうち道路に接する部分から垂直に奥行き 6 m の範囲の土地をいいます。ただし、道路からの見通しが、塀やフェンス等工作物で妨げられないことが必要です。

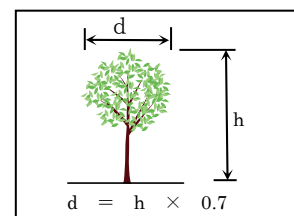


接道部緑化の求長は、接道線に対し垂直にとります。また、緑化延長は原則として構造物の内側寸法で求めます。

- ② 植樹帯及び生垣の接道部緑化の長さは、樹木が植栽されている部分の長さをいいます。ただし、樹木の樹冠が植樹帯をはみ出るときは、その部分を含めることができます。(敷地内に限ります。また、重複しての算入はできません。) 植樹帯では、樹冠が重なるように植栽してください。



- ③ 前面道路から 3 m 以上の高低差がある場合は、接道部の長さに含めないことができます。
- ④ 単独木は、その樹冠径を接道部緑化の長さとしします。
- ⑤ 高木は、2 m もしくは植栽時の高さの 7 割を樹冠径として接道部緑化の長さに算入することができます。



- ⑥ ベランダにおける緑化は、地上から 10 m 以下にあるものとし、樹木は道路から見えるようにすることが必要です。(6 緑化の原則 を参照してください。)

- ⑦ 棚・アーチによる緑化は、1 植樹当たり 2.0 m 以内で算定します。ただし、接道部の総延長が 4 m 以下の場合、全て算入することができます。なお、既存のものについては、現在の繁り幅で算定できます。

※下記のいずれかの場合、接道部緑化延長を 1.3 倍にして算定することができます。

- a) みどりの推進モデル地区で接道部に高木を植栽、または生垣を設置した場合
- b) 屋上緑化等推進モデル地区で接道部に壁面緑化やベランダ緑化を行った場合

※重要な建築行為等の場合を除く。ベランダ緑化は重複部分を除く。

(3) 接道部緑化の手法

植栽は、連続性と量感のある緑を確保することを主眼に、敷地の利用方法、植栽基盤、植栽する樹木の種類や形状寸法などを考慮し計画してください。

① 接道部植栽の標準パターン

接道空地幅、建築物用途等の条件を勘案し、極力量感のある配植をする。

ア 高木を中心に中木・低木を配した量感のある植栽パターン

※植樹帯の幅は極力 1 m 以上確保してください。

イ 建築物等の関係で、植樹帯の幅がとれない場合の形状の小さい高木（中木）と低木による植栽パターン

ウ イより植樹帯の幅が狭い場合や、建築物等の用途によって低木のみとなる場合の植栽パターン

※低木のみ植樹帯の幅（縁石の幅を除く）は、最低約 40 cm 必要です。

② 生垣を主とする接道部

生垣は、樹冠が重なる（3～5 本/m）ように植栽し、これに緑量を高める高木を植栽する。

③ 形状又は利用が特異な接道部

前出①及び②の植栽を基本として、次によってください。

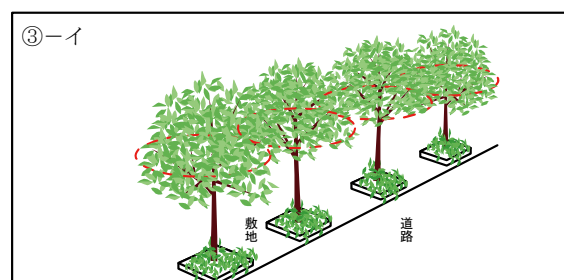
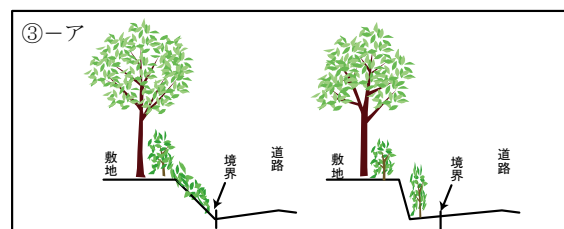
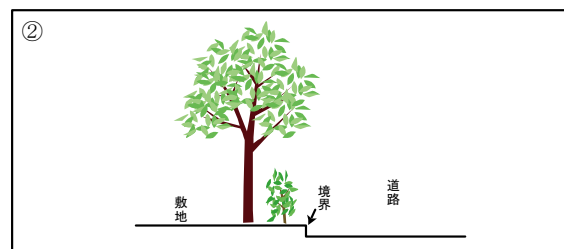
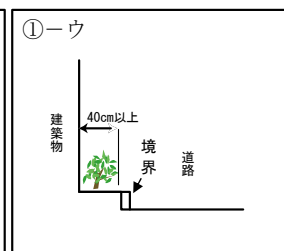
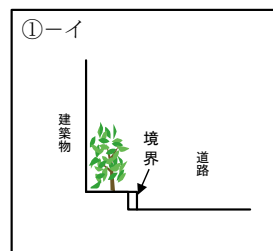
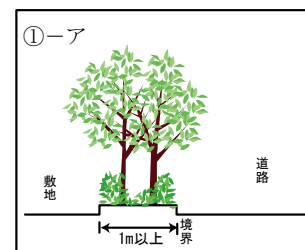
ア 敷地と道路とに高低差がある接道部

高低差が 150 cm 以上のものは、極力、^{のりめん}法とし、^{のりめん}法面に植栽する。又は擁壁の前面に植栽する。

道路側が高い場合には、高木を植えるなどして歩行者からの景觀に配慮する。

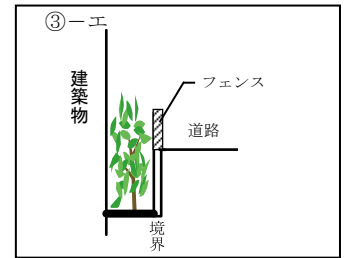
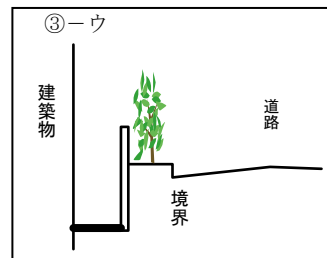
イ 人、自動車等が通行するもの

樹冠が連なるように高木を植栽し、高木の根元には、低木又は地被植物を植栽する。

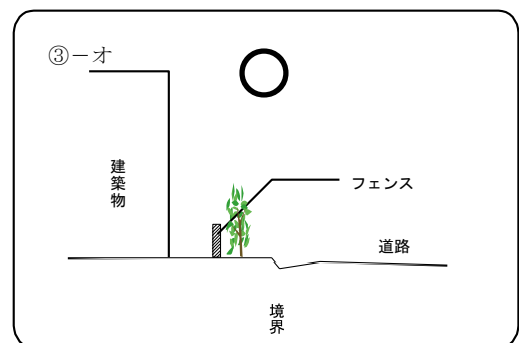
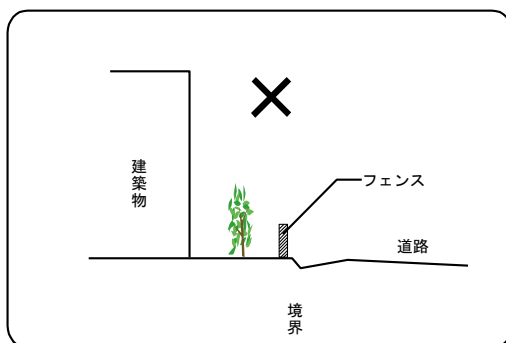


ウ 空堀（ドライエリア）等のあるもの
壁面が隠れるように、その前面に植栽する。

エ 道路が敷地より高い場合、樹木が道路から見える規格のもので緑化してください。



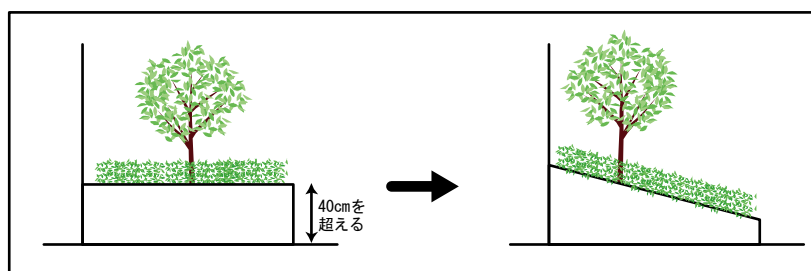
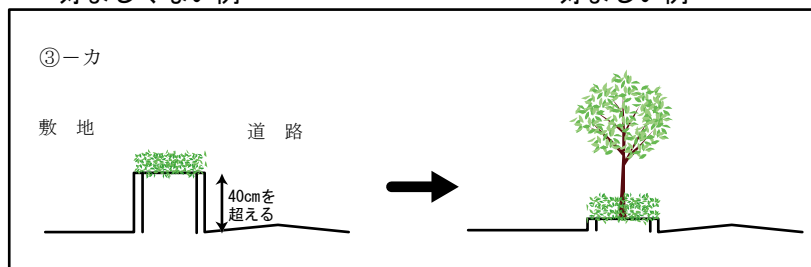
オ 塀やフェンスを接道部に設ける場合は、樹木の内側に設け、道路側を緑化してください。



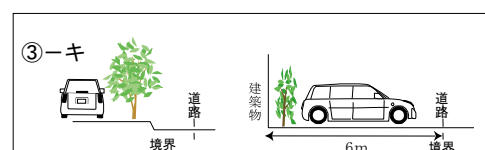
カ 接道部の植栽等の縁石の高さは極力低くし、40 cmを超えないようにしてください（高さ150 cmを超える場合は、木本性ツル植物で処理してください）。

好ましくない例

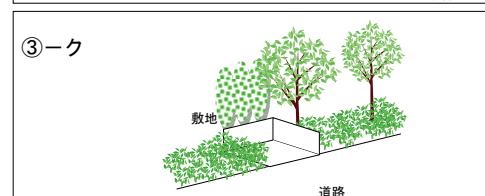
好ましい例



キ 駐車場のあるもの
生垣又は高木を植栽する。



ク ゴミ置場等のあるもの
出入口を除き、周囲に生垣又は高木を植栽する。



8 緑化面積

敷地面積が 250 m²以上の公共施設と敷地面積が 1,000 m²以上の民間施設については、地上部の緑化及び建築物上の緑化が必要になります。なお、敷地面積が 250 m²以上 1,000 m²未満の民間施設の場合でも緑化面積を算出して、所定の用紙に記入してください。

(1) 緑化面積の基準

①一般の建築行為等

一般の建築行為等の緑化面積（基準）は、次の式によって算出されます。

$$\text{緑化面積基準} = \underbrace{\text{敷地面積} \times a}_{\text{(地上部の緑化)}} + \underbrace{\text{屋上利用可能面積 (P2-2 (4) 参照)} \times b}_{\text{(建築物上の緑化)}}$$

<緑化面積基準一覧表>

	敷地面積	法定建蔽率	a	b
公共施設	250 m ² 以上～1,000 m ² 未満	90%未満	(1-法定建蔽率) × 0.2	0.2
		90%以上	(1-0.9) × 0.2	0.2
	1,000 m ² 以上	90%未満	(1-法定建蔽率) × 0.25	0.25
		90%以上	(1-0.9) × 0.25	0.25
	250 m ² 以上の学校		0.1	0.2
民間施設	1,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	90%未満	(1-法定建蔽率) × 0.2	0.2
		90%以上	(1-0.9) × 0.2	0.2
	5,000 m ² 以上	90%未満	(1-法定建蔽率) × 0.25	0.25
		90%以上	(1-0.9) × 0.25	0.25

※都市計画法第33条第1項第2号に基づく3%の公園、緑地、広場等の植栽面積は、この緑化面積とは別制度です。

②重要な建築行為等

高度利用地区、総合設計制度、一団地の総合的設計等及び特定街区、再開発等促進区の適用を受ける施設については、建築行為等の緑化面積基準（ア）を満たした上に、緑化基準により算出された緑化面積の敷地面積に対する割合が20%未満となる場合は、これを20%以上とするような緑化をその他の緑化面積（イ）として確保してください。

（イ）は、樹木、地被植物、多年草等に覆われた緑化面積及び水面の面積も参入できます。

<緑化面積基準一覧表>

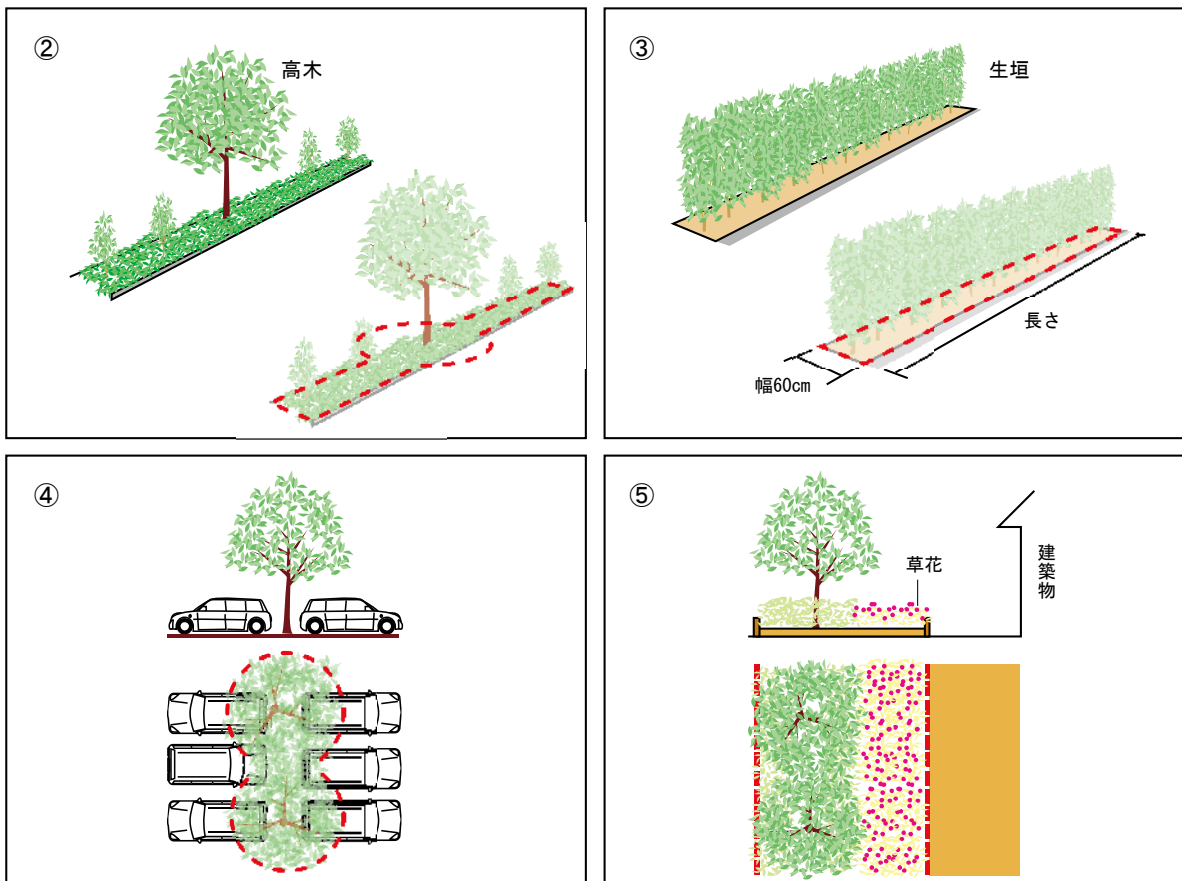
○敷地面積 1,000 m²未満の重要な建築行為等も対象となります。

	敷地面積	建築行為等の緑化面積基準（ア）
公共施設	1,000 m ² 未満	(敷地面積－建築面積) × 0.3 + 屋上利用可能面積 × 0.3
	1,000 m ² 以上	(敷地面積－建築面積) × 0.35 + 屋上利用可能面積 × 0.35
民間施設	5,000 m ² 未満	(敷地面積－建築面積) × 0.3 + 屋上利用可能面積 × 0.3
	5,000 m ² 以上	(敷地面積－建築面積) × 0.35 + 屋上利用可能面積 × 0.35

その他の緑化面積（イ）＝敷地面積 × 0.2－緑化面積基準（ア）

(2) 地上部の緑化面積の算定

- ① 樹木による緑化を対象とします。
- ② 樹木が植栽された土の部分の面積、若しくは樹冠で覆われた部分の面積でも算定できます。
- ③ 生垣は、その長さに幅を乗じた面積です。なお、生垣の幅は、60 cmとして算定することができます。
- ④ 単独木は、その樹冠投影面積でも算定できます。ただし、高木については、3 m²として算定するか、その高さの7割を直径とした円を樹冠面積として算定することができます。敷地に収まっている樹冠面積のみ算定できます。
- ⑤ 樹木と地被植物、草花類等が混植され、植栽地の区画が明確になっている場合で、樹木の占める面積が半分以上であれば、地被植物、草花類等の面積を緑化面積に算入することができます。
- ⑥ 地上部での緑化が困難な場合は、建築物の屋上に植栽される樹木による緑化に振り替えることができます。



※点線内が算定対象面積

※みどりの推進モデル地区で高木を植栽、または生垣を設置した場合、地上部の高木と生垣の緑化面積を1.3倍にして算定することができます。

(3) 建築物上の緑化面積の算定

- ① 樹木、地被植物、多年草等に覆われた面積及びこれらと一体をなす水面の面積も算入できます。

地上部の緑化面積を屋上に振り替える場合は、樹木が植えられた面積のみが算定できます。

※パレット等を利用した地被植栽は、完了時にパレット内の被覆率が原則 70%以上となるようにしてください。

- ② 壁面の緑化面積の算定方法は次のとおりです。

ア 既にツル植物に覆われている壁面は全て算定できます。

イ ツル植物が十分に生育していなくても補助資材が設置されている場合は、補助資材に囲われた面積を算定できます。

ウ ツル植物が十分に生育しておらず補助資材が設置されていない場合は、植栽延長に幅 1.0m を乗じた面積を算定できます。

※ 壁面緑化の方法は「6 緑化の原則」を参照して下さい。

- ③ プランター等の可動式植栽基盤を使用する場合は、1 個あたり 100ℓ以上のものであれば算定できます。

- ④ 建築物上での緑化が困難な場合は、地上部に確保される樹木による緑化に振り替えることができます。

※かん水装置の有無を記入してください。

※屋上緑化等推進モデル地区では、屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化の面積を 1.3 倍にして算定することができます。※重要な建築行為等を除く。ベランダ緑化は重複部分を除く。

(4) 重要な建築行為等のその他緑化面積の算定

重要な建築行為等におけるその他の緑化面積の算定対象は次のとおりです。

- ① 地上部における樹木以外の地被植物、草花等により緑化された面積及び水面の面積

- ② 建築物上において草花等により緑化された面積及び観賞用の水面

【既存樹木を保存することで割り増し算定ができます】

次の1～3のすべての要件を満たす既存の樹木については、接道部緑化及び緑化面積の算定において割り増しができます。

- 1 高さが3.0m以上かつ幹回り（地上から高さ1.2～1.5mで一番細い部分）が原則として約0.9m以上であること
- 2 生育状況が良好であること
- 3 将来においても、枝葉や根を十分に伸張する空間等を有する土地にあること

●既存樹木を保存する場合の接道部緑化の割り増し算定

- 1 接道部にある樹木

樹冠径の1.3倍の長さを接道部緑化延長として算定できます。

- 2 接道部以外の土地にある樹木

樹冠径の長さを接道部緑化延長として算定できます。

ただし、この場合には確保すべき接道部緑化延長の1／2を限度とします。

●既存樹木を保存する場合の緑化面積の割り増し算定

樹冠投影面積の1.3倍の面積を緑化面積として算定できます。

※緑化平面図に割り増し算定した樹木の大きさを図示後、敷地内に含まれる接道部緑化延長と緑化面積が緑化計画書の算定延長、面積として使用できます。

※割り増し算定する既存樹木は、全景（生育状況）が確認できる写真を緑化計画書に添付してください。

【保護樹木を保存することで割り増し算定ができます】

保護樹木については、接道部緑化及び緑化面積の算定において割り増しができます。

●保護樹木を保存する場合の接道部緑化の割り増し算定

- 1 接道部にある樹木

樹冠径の2.0倍の長さを接道部緑化延長として算定できます。

- 2 接道部以外の土地にある樹木

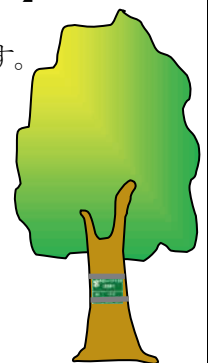
樹冠径の長さの1.5倍を接道部緑化延長として算定できます。

●保護樹木を保存する場合の緑化面積の割り増し算定

樹冠投影面積の2.0倍の面積を緑化面積として算定できます。

※敷地内に対象木が複数本ある場合は、窓口でご相談ください。

※割り増し算定する保護樹木は、保護樹木の指定番号と全景（生育状況）が確認できる写真を緑化計画書に添付してください。



新宿区みどりの文化財 (保護樹木)	
樹種	イチョウ
指定番号	第R2-〇号

樹名板（例）

〔参考〕

◆植栽の時期

植栽は、次の時期が適期です。これを参考に、完了予定年月日を決定してください。

植 栽 時 期													備 考
種別 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
常 緑 樹			●	—	●	●	—		●	—	●		
落 葉 樹		●	—	●							●	—	●
針 葉 樹		●	—	●					●	—	●		マツなど、冬でもよい

※いずれも真夏は植栽の適期ではありません。

◆樹種の選定

樹木には、日陰に強い木、公害に強い木、紅葉の美しい木、実の成る木等、様々な特徴があります。また、単植よりも混植したほうが病害虫に強いといわれています。

樹種を選ぶ時には、それらの特徴を考慮することが重要です。

＜生垣用樹木＞・例

火に強い木	大気汚染に強い木	花のきれいな木	紅葉、新芽が美しい木
ベニカナメモチ サンゴジュ マサキ	アベリア イヌツゲ ウバメガシ シャリンバイ トベラ キンモクセイ マサキ ヒサカキ	ウツギ類 ジンチョウゲ トキワマンサク ムクゲ カイドウ オウバイ ツツジ類	ドウダンツツジ カナメモチ ニシキギ モミジ類

＜壁面緑化、柵仕立てに適したツル植物＞・例

常 緑 ツ ル 植 物	落 葉 ツ ル 植 物
ヘデラ類●△ イタビカズラ類●△ スイカズラ△ ビナンカズラ△ ツルマサキ テイカカズラ● ムベ●	ナツヅタ△ フジ類△ アケビ キウイフルーツ（シナサルナシ）●△ ツルウメモドキ△ ツキヌキニンドウ ツルバラ類 ノウゼンカズラ△ ブドウ△

●日陰に強いもの

△生長の早いもの

◆生き物の生息を考慮した緑化について

新宿区では、人工的な都市化の進行により、緑地や水辺が減ってしまい、昆虫や鳥などの身近な生き物がいなくなりつつあります。

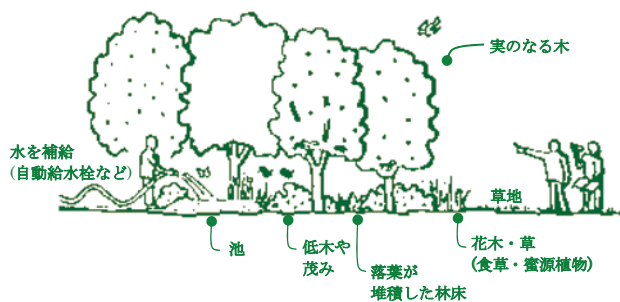
このため新宿区では、失われつつある身近な生き物を呼び戻そうと、平成7年3月に「生き物と共生し、ふれあえる都市・新宿」をめざして「みどりによる生物生息環境形成計画」を策定いたしました。また、平成30年3月に改定した「新宿区みどりの基本計画」は「生物多様性地域戦略」の性格も併せ持っており、生物多様性の取組についても事業を展開していくこととしています。今後は、これらの計画に基づき、生き物とふれあえるみどり豊かな環境づくりを目指していきます。

※ 草花や地被植物は、樹木と混植すれば、緑化面積に算入することができます(P16 8-(2)-⑤)。

いろいろな種類の樹木や草花を用いた、連続性と量感のある緑化をお願いいたします。

※ 「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されている植物は植栽しないでください。

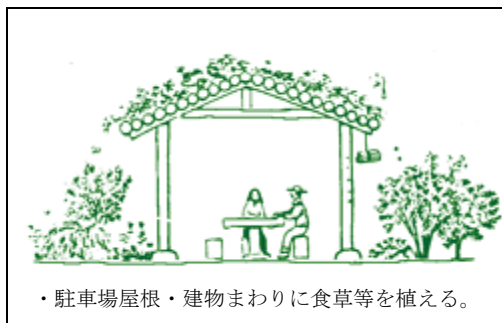
生き物のための空間づくり
— (大きな空間での例) —



生き物のための空間づくり
— (小さな空間での例) —



□食草・食樹・蜜源植物を植える。



・駐車場屋根・建物まわりに食草等を植える。

- 住宅やビルのまわりに適した食草・食樹・蜜源植物
- 〔食草・食樹〕
- ・カタバミ (ヤマトシジミ)
 - ・ムラサキハナナ (ツマキチョウ)
 - ・ササ類 (サトキマダラヒカゲ)
 - ・ホトトギス (ルリタテハ)
 - ・キジョラン、カモメツル (アサギマダラ)
 - ・ミカン、ユズ、サンショウ、カラスサンショウ、レモン (クロアゲハ、アゲハ、モンキアゲハ)
 - ・ネム、ハギ等のマメ科植物 (キチョウ、コムシジ、ルリシジミ)
- 〔蜜源植物〕
- ・ハギ、ツツジ、アベリア、アザミ、スイカズラ、クサギなど

□実のなる木 (食餌木) を植える。



・建物まわりに食餌木を植える。

- 住宅やビルのまわりに適した食餌木
- 〔高木〕
- ・サクラ類、モチノキ、マツ類、コブシなど
- 〔中木〕
- ・ハナミズキ、イヌツゲ、ミカン (果実)、ブルーベリーなど
- 〔低木〕
- ・ツルウメモドキ、センリョウ、イヌツゲ、ナンテン、ヤツデ、マンリョウなど

9 緑化計画書及び緑化完了届の作成事例

■緑化計画書の事例（主な添付図書の記入、作成例）

第17号様式(第25条関係)

令和7年4月(正・副)日

新宿区長

〔代理者〕

住所 新宿区歌舞伎町1-4-1

氏名 ○○設計(株)山田一郎

電話 03-3202-XXXX

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

〔事業者〕

住所 新宿区歌舞伎町1-5-1

氏名 新宿太郎

電話 03-3201-XXXX

緑化計画書

新宿区みどりの条例第25条第1項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

名 称	新宿オフィスビル			
所 在 地	新宿区歌舞伎町1-5-1 ※所在地は住居表示にて記載のこと			
建築行為等の種類	(1) 一般の建築行為等 2 重要な建築行為等			
施 設 の 種 類	(1) 事務所・店舗等 2 住宅 3 庁舎等 4 学校 5 その他()			
法定建蔽率	敷地面積	建築面積	屋上利用可能面積	接道部延長
80.0 %	A 1,740.0 m ²	1,180.0 m ²	472.0 m ²	117.0 m
緑地管理者	所属 事業者と同じ		電話	完了予定年月日 令和8年12月12日
一般の 接道部 の 緑 化 面 積	地上部緑化延長 B	建築物上緑化延長 ベランダ 合計C	緑化延長合計 B+C	接道部緑化率(基準) 50.0 %
	56.9 m	12.0 m 壁面 20.0 m	32.0 m	88.9 m
	地上部の緑化面積		建築物上の緑化面積	
	既存樹木 42.8 m ²		屋上(樹木) G 60.0 m ² (その他)H m ²	
	残存樹木 D 35.0 m ²		ベランダ(樹木) I 7.2 m ² (その他)J m ²	
	新規樹木 E 90.0 m ²		壁面 K 100.0 m ²	
	合計緑化面積 F=D+E 125.0 m ²		合計緑化面積 L=G~K 167.2 m ²	
	地上部緑化面積(基準) 69.6 m ²		建築物上緑化面積 緑化面積計(基準) 164.0 m ²	
	樹木の緑化面積 M=F+G+I 192.2 m ² (基準)		緑化面積計 N=F+L 292.2 m ²	
	重要 な 建 築 行 為 等	1 高度利用地区 2 特定街区 3 再開発等促進 4 総合設計制度 5 一団地建築物設計制度等		
その他緑化面積		緑化面積総合計	全敷地面積	率
0 m ²		P=N+O m ²	※ 敷地面積が1,000m ² 未満の場合も 緑化面積を計算し、記入してください。 基準値欄は「- (ハイフン)」を記入してください。	
処 理 欄		計画書番号		
※記入しないでください		-		

屋上の
地被類等の面積

ベランダの
地被類等の面積

該当しない
場合は斜線
を引いてく
ださい。

事業者様

第 号
年 月 日

上記の通り認定(協議)しました。

新宿区長

印

※数値は少数点2位を四捨五入してください

■植栽樹木本数等一覧表の記入例

植栽樹木本数等一覧表							
樹木等の分類	既 存 樹 木 等		新 植 樹 木 等				合 計
	既 存	残 存	地 盤 上	屋 上	ハヅランタ [※]	壁 面	
高 木 (高さ3.0m以上)	8 本	8 本	12 本	本	本	-	20 本
中 木 (高さ1.5～3.0m未満)	本	本	27 本	6 本	本	-	33 本
低 木 (高さ0.3 ～1.5m未満)	本	本	345 本	200 本	40 本	-	585 本
樹 木 合 計	8 本	8 本	384 本	206 本	40 本	-	638 本
ツ ル 植 物	株	株	株	株	株	70 株	70 株
地被植物・草花等	m ²	m ²	10.0 m ²	m ²	m ²	m ²	10.0 m ²

緑化面積に算定していない地被植物・草花等の面積

1 「一般の建築行為等」の場合においても、ツル植物の植栽株数、地被植物・草花等の植栽面積を参考数値として記入してください。

2 緑化計画書、変更緑化計画書及び緑化完了届提出の際に必ず添付してください。

■チェックリストの記入例

「既存樹木の保護・生き物への配慮・景観への配慮・屋上緑化」チェックリスト

このチェックリストは、新宿区をみどり豊かなうおいと安らぎのあるまちにするため、今回の事業計画の中で、区民及び事業者の皆様にご配慮いただきたいことを記入してもらうものです。

チェック後、緑化計画書の参考資料として添付してください。

1 既存樹木の保護について

計画地の既存樹木の保護について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 区に指定されている保護樹木・保護樹林・保護生垣があります。
- イ. 幹回り1.2m以上の大木があります。
- ☒ ウ. 既存樹木は残存・移植によりすべて残します。
- エ. 既存樹木は残存・移植により一部残します。
- オ. 既存樹木はありますが、残すに値するような大木や特別な樹木はありませんので残しません。
- カ. 既存樹木はありますが、建築計画の都合で残せません。
- キ. 既存樹木はまったくありません。



- ・残存・移植によりできるだけ残してください。
- ・やむを得ず伐採する場合は、新植により緑化基準を満たしてください。
- ・保護樹木等を伐採する場合は、事前に保護樹木等の解除申請を行ってください。

2 生き物（チョウ・トンボ・野鳥など）への配慮について

計画地の生き物への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ☒ ア. 生き物が好む樹種を選びました。(樹種名 — カキ、モモ、ユズ)
- ☒ イ. 植栽樹木を多種類にしました。
- ウ. 植栽形態を工夫しました。(どのような点で —)
- エ. その他 ()

3 景観への配慮について

計画地の景観への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

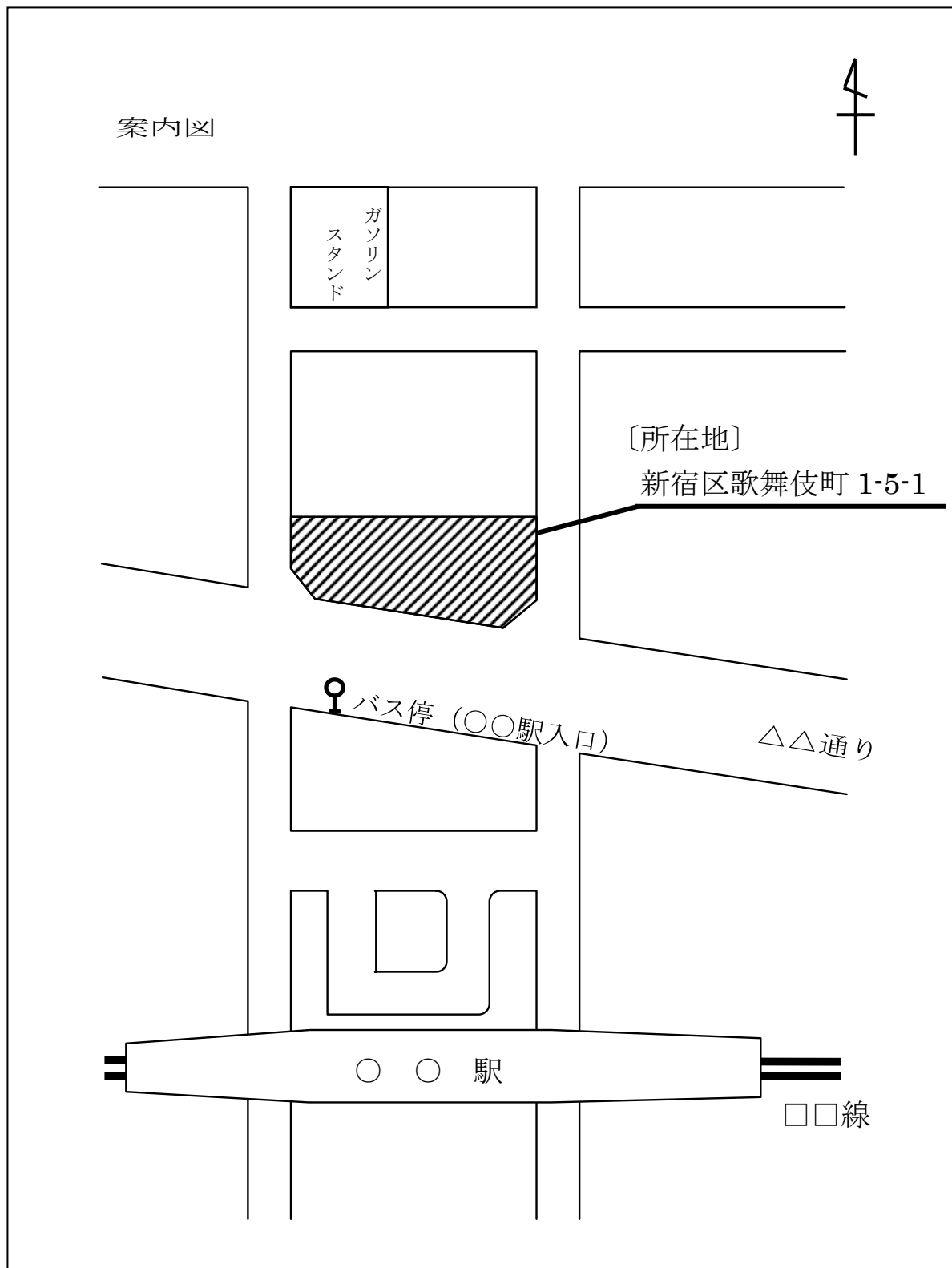
- ☒ ア. 接道部の植栽はボリュームとデザインを工夫しました。
(どのような点で — 高木を中心に、中木、低木を配した量感ある植栽としました。)
- イ. ゴミ置き場・設備機器等を植栽で隠しました。
- ☒ ウ. 植栽樹木を多種類にしました。
- エ. 植栽面積をできる限り多くとりました。
- ☒ オ. その他 (西側のベランダの2階、3階を道路から見えるように緑化しました。)
東側の壁面を常緑ツル植物で緑化しました。

4 屋上緑化の実施について

本計画の建築物の屋上緑化について、下記の項目に○でお答えください。

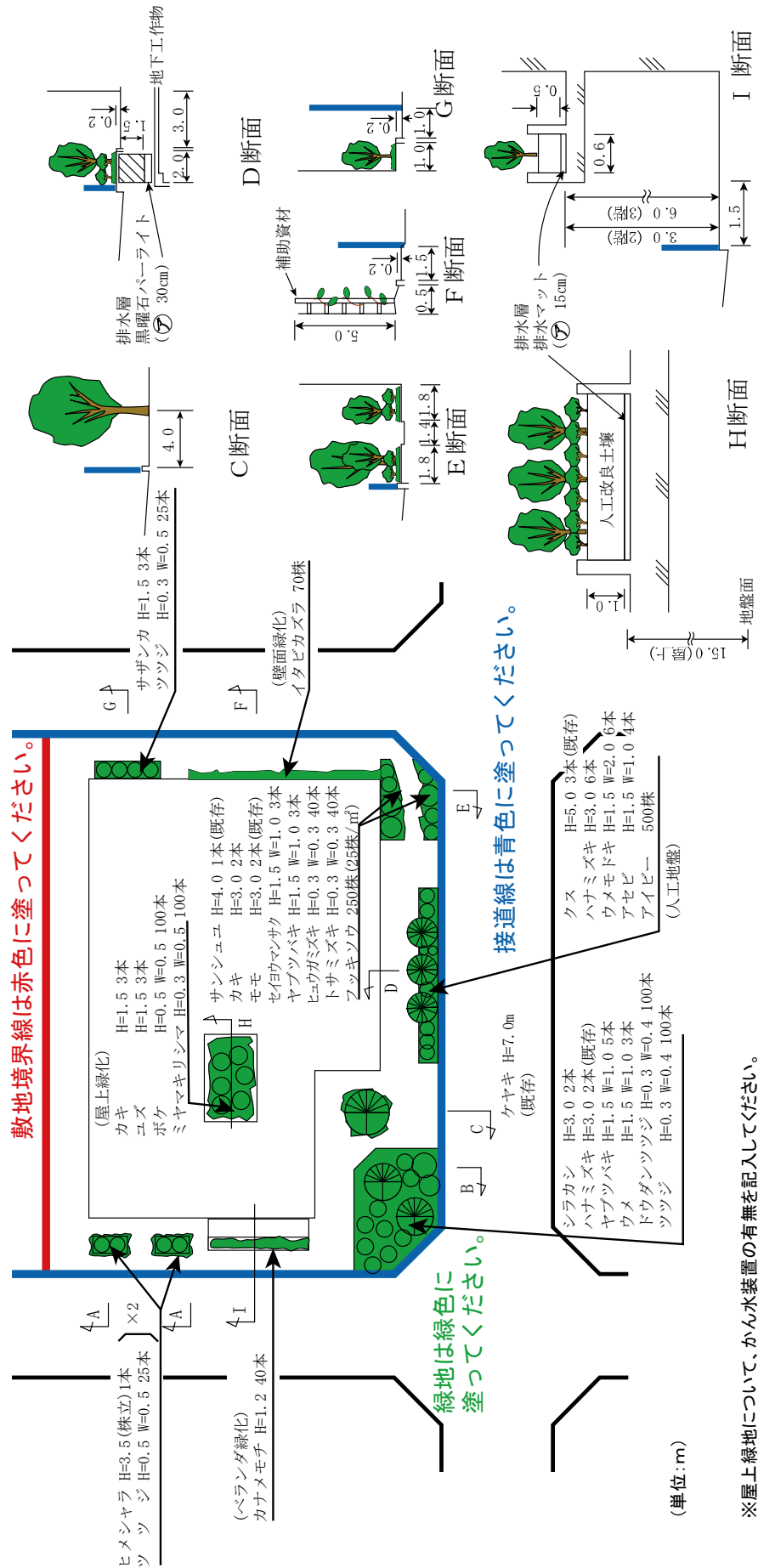
- ☒ ア. 基準どおりに行う予定です。
- イ. 基準どおりではありませんが、可能な限り行う予定です。
- ウ. 算定外のプランターや植木鉢等の設置はできると思います。
- エ. 今回の計画に屋上（又は屋上に準ずる場所）はありません。
- オ. 行いません（行えません）。
(その理由は —)
- カ. 自動かん水装置を設置します。

■ 案内図の作成例



緑化計画平面図・断面図 (S=1/300・S=1/50) ※スケールは任意

※樹種名、規格、本数を記入してください。(中低木は、葉張り(W)も記入)
 ※既存樹木は(既存)と記入してください。
 ※人工地盤、屋上、ペランダ、壁面、棚、アーチ等の緑化を行う場合はその旨記載してください。

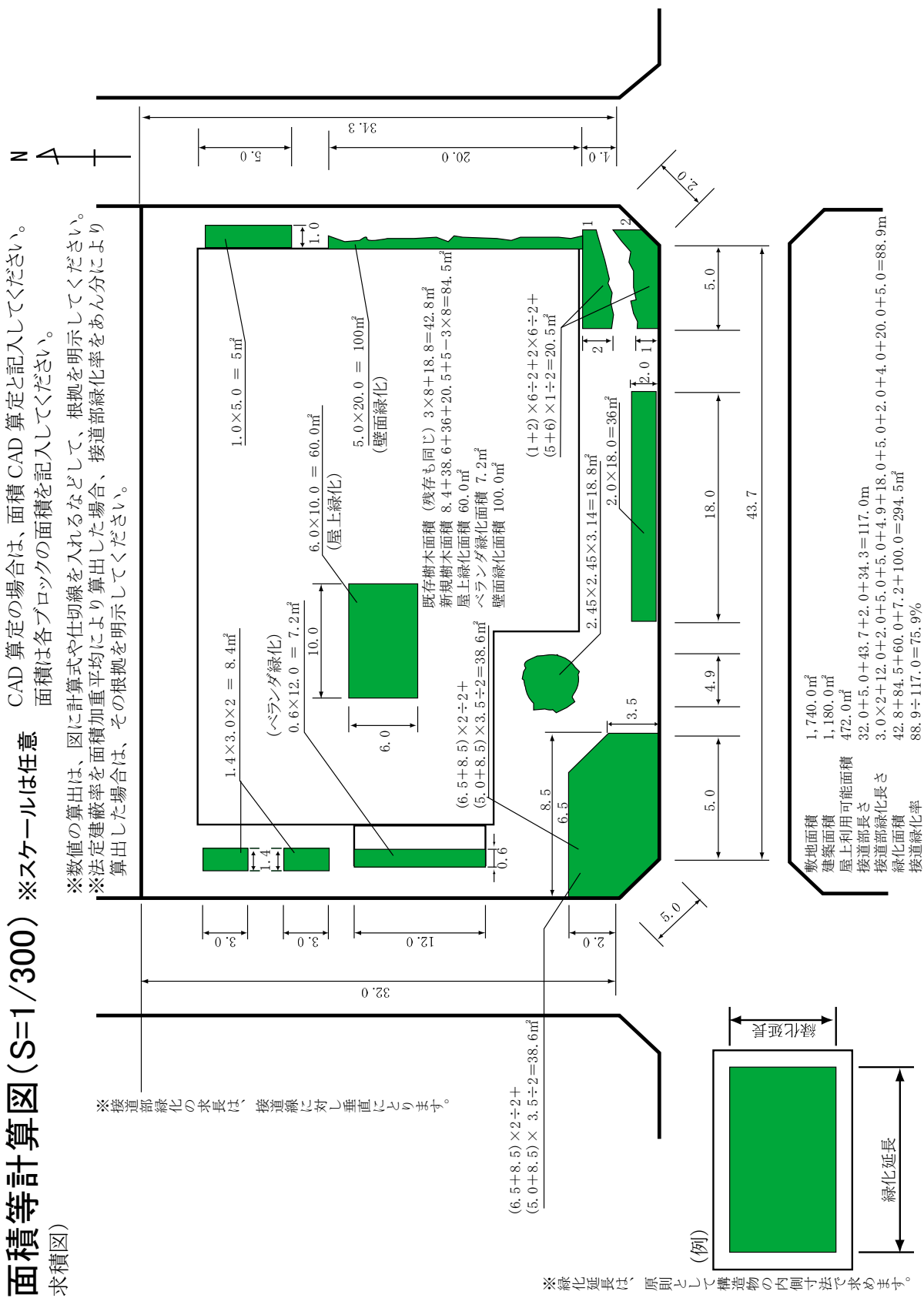


※断面図は接道部の各緑地について記載してください。
 ※屋上、ペランダ、壁面の緑化の場合は、地盤面からの高さを記入してください。

※屋上緑地について、かん水装置の有無を記入してください。

緑化面積等計算図 (S=1/300) (求長、求積図)

※数値の算出は、図に計算式や仕切線を入れるなどして、根拠を明示してください。
※法定建蔽率を面積加重平均により算出した場合、接道部緑化率をあん分により算出した場合は、その根拠を明示してください。



■「変更緑化計画書」等に添付する理由書の作成例

理 由 書

令和7年4月10日に認定を受けた緑化計画書の内容について、都道との境界線及び区道との境界線の確定により敷地面積を求積しなおしたところ、緑化計画書に記入してある敷地面積2,367.6㎡より35.9㎡少ない2,331.7㎡となりました。

よって、下記のとおり緑化計画書を変更して提出します。

	変更項目	当 初	変更後
1)	地上部緑化面積（基準）	189.4㎡ →	186.5㎡
2)	接道部延長	126.3m →	125.6m
3)	接道部緑化延長	108.5m →	107.8m
4)	接道緑化率	85.9% →	85.8%

理由書の様式はありません。
理由書の記載事項等について、事前に担当と相談して作成してください。

■緑化完了届の事例（主な添付図書の記入、作成例）

第20号様式(第25条関係)

令和 8 年 12 月 6 日 (印・副)

新宿区長

〔代理者〕

住所 新宿区歌舞伎町1-4-1

氏名 ○○設計（株）山田一郎

電話 03-3202-XXXX

〔事業者〕

住所 新宿区歌舞伎町1-5-1

氏名 新宿太郎

電話 03-3201-XXXX

（法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

緑 化 完 了 届

新宿区みどりの条例施行規則第25条第6項の規定により、下記のとおり緑化完了届を提出します。

名 称	新宿オフィスビル			
所 在 地	新宿区歌舞伎町1-5-1 ※所在地は住居表示にて記載のこと			
建築行為等の種類	① 一般の建築行為等 2 重要な建築行為等			
施 設 の 種 類	① 事務所・店舗等 2 住宅 3 庁舎等 4 学校 5 その他 ()			
法定建蔽率	敷地面積	建築面積	屋上利用可能面積	接道部延長
80.0 %	A 1,740.0 m ²	1,180.0 m ²	472.0 m ²	117.0 m
緑地管理者	所属 事業者と同じ 電話		完了年月日 令和8年12月12日	
一般の 建築 行為 等	地上部緑化延長 B	建築物上緑化延長 ベランダ 合計C	緑化延長合計 B+C	接道部緑化率(基準) 50.0 % 接道部緑化率 75.9 %
	56.9 m	12.0 m 壁面 20.0 m	32.0 m 88.9 m	
	地 上 部 の 緑 化 面 積		建 築 物 上 の 緑 化 面 積	
	既存樹木	42.8 m ²	屋上(樹木) G 60.0 m ² (その他)H	m ²
	残存樹木 D	35.0 m ²	ベランダ (樹木) I 7.2 m ² (その他)J	m ²
	新規樹木 E	90.0 m ²	壁面 K 100.0 m ²	
	合計緑化面積 F=D+E	125.0 m ²	合計緑化面積 L=G~K	167.2 m ²
	地上部緑化面積(基準)	69.6 m ²	建築物上緑化面積	緑化面積計(基準) 164.0 m ²
樹木の緑化面積 M=F+G+I	192.2 m ²	(基準) 94.4 m ²	緑化面積計 N=F+L 292.2 m ²	
重要な 建築 行為 等	1 高度利用地区 2 特定街区 3 再開発等促進 4 総合設計制度 5 一団地建築物設計制度等			受 付
	その他緑化面積	緑化面積総合計	全敷地面積	
	0 m ²	P=N+0 m ²		
処 理 欄		計画書受付日		
※記入しないでください		—		

該当しない
場合は斜線
を引いてくだ
さい。

屋上の
地被類等の面積

ベランダの
地被類等の面積

※ 敷地面積が1,000m²未満の場合も
緑化面積を計算し、記入してください。
基準値欄は「- (ハイフン)」を記入してください。

事業者様

第 号
年 月 日

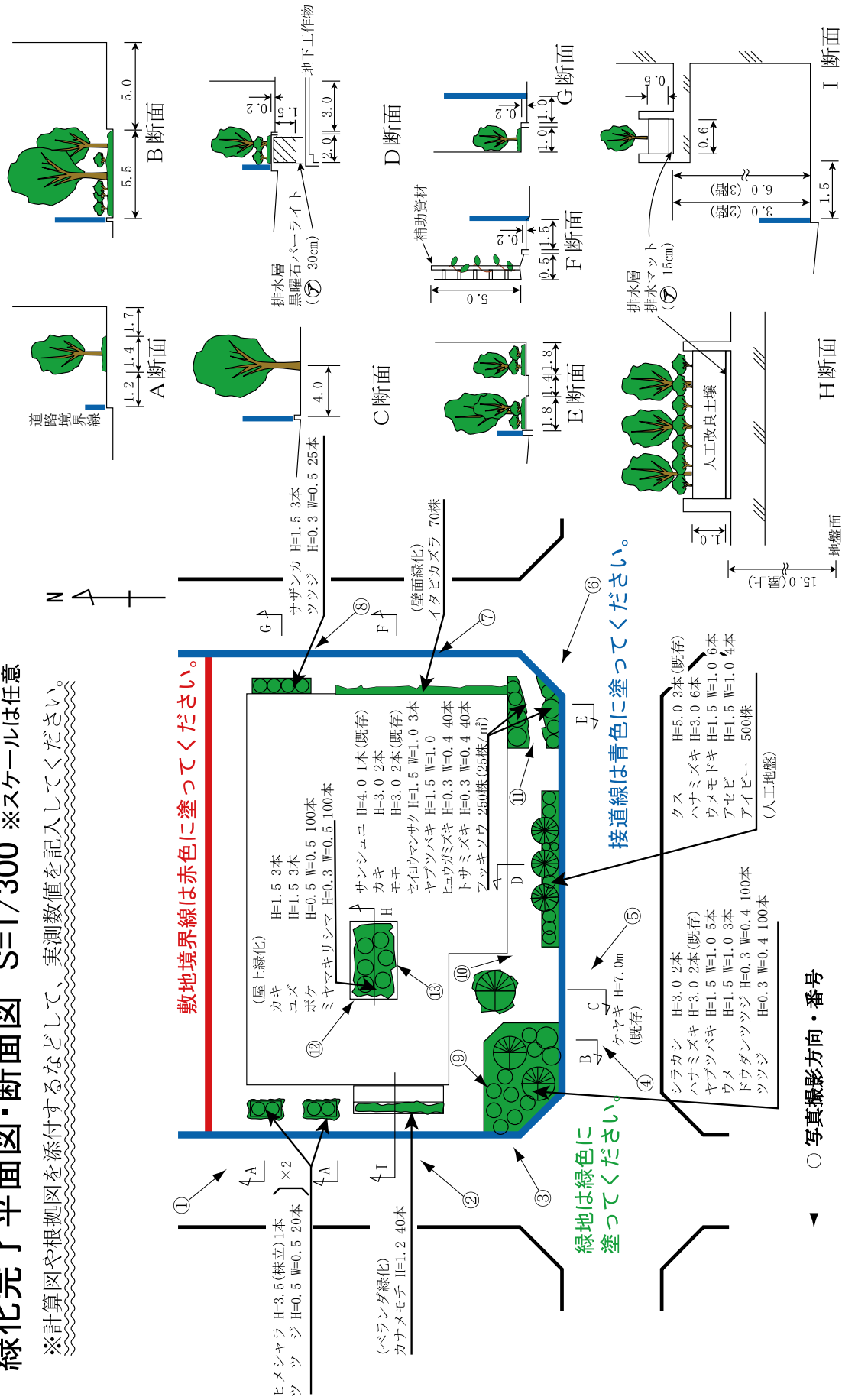
年 月 日履行を確認しました。

新宿区長

印

緑化完了平面図・断面図 S=1/300 ※スケールは任意

※計算図や根拠図を添付するなどして、実測数値を記入してください。



みどりのモデル地区内で 緑化計画書を作成する皆様へ



新宿区では、新宿区みどりの条例第24条に基づくみどりのモデル地区を指定しています。モデル地区では、緑化の内容に応じて、緑化延長・面積を割り増しして算定できるとともに、緑化の助成の対象となります。詳細については、次ページの問い合わせ先で確認してください。

指定期間 令和7年4月1日～令和14年3月31日

指定地域 ○みどりの推進モデル地区 [榎地域]

：高木・生垣の緑化を推進します

○屋上緑化等推進モデル地区 [新宿駅、高田馬場駅、飯田橋駅の周辺地域]

：屋上緑化・壁面緑化を推進します。

○みどりの保全モデル地区 [落合地域]

：今あるみどりを保全し、緑化の推進を図ります。

＜緑化計画書の算定方法＞

◆接道部緑化延長

下記のいずれかの場合、接道部緑化延長を1.3倍にして算定することができます。

- a) みどりの推進モデル地区で接道部に高木を植栽、または生垣を設置した場合
- b) 屋上緑化等推進モデル地区で接道部に壁面緑化またはベランダ緑化を行った場合※1※2

◆緑化面積

下記のいずれかの場合、緑化面積を1.3倍にして算定することができます。

- c) みどりの推進モデル地区で地上部に高木を植栽、または生垣を設置した場合
- d) 屋上緑化等推進モデル地区で屋上緑化、壁面緑化またはベランダ緑化を行った場合※1※2

◆その他

みどりの保全モデル地区で保護樹木相当の樹木を所有し、保護樹木に指定することに対し同意書の提出がある場合保護樹木の割増し算定ができます。（詳しくはP18に記載）

※1 ベランダ緑化で複数階に植栽がある場合、平面図で重複する部分は対象外です。

※2 P2(1)に記載の、重要な建築行為等に該当する場合は対象外となります。

モデル地区指定地域



お問い合わせ 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係
電話03-5273-3924（直通）

＜みどりの助成制度＞

手続きは、緑化計画書とは別に必要となります。緑化を行う前に手続きを行い、年度をまたいで申請することとはできません。なお、売買予定の建築物件については対象外となりますので、ご注意ください。

◆みどりの推進モデル地区

接道部に生垣または高木を次の基準で植栽する場合、助成の対象となります。

種類	基準		助成額	上限額
生垣 (長さ2m以上)	緑化基準内の緑化	1.0m ≤ 樹高 < 1.5m	7,000 円/m	50 万円 (なお、工事費を上限とする)
		1.5m ≤ 樹高	10,000 円/m	
	緑化基準以上の緑化	1.0m ≤ 樹高 < 1.5m	20,000 円/m	
		1.5m ≤ 樹高	23,000 円/m	
高木		3.0m ≤ 樹高	25,000 円/本	

◆屋上緑化等推進モデル地区

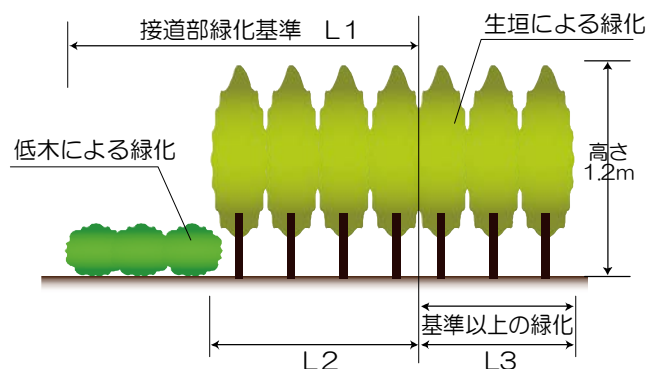
屋上緑化・壁面緑化を次の基準で行う場合、助成の対象となります。

種類	基準		助成額	上限額
屋上緑化 (1㎡以上)	緑化基準内の緑化	30cm ≤ 土厚	15,000 円/㎡	50 万円 (なお、工事費の1/2を上限とする)
		土厚 < 30cm	25,000 円/㎡	
	緑化基準以上の緑化	30cm ≤ 土厚	40,000 円/㎡	
壁面緑化 (3㎡以上)	緑化基準以上の緑化		10,000 円/㎡	20 万円 (なお、工事費の1/2を上限とする)

(例1)

接道部の助成額 = $L2 \times @7,000 + L3 \times @20,000$

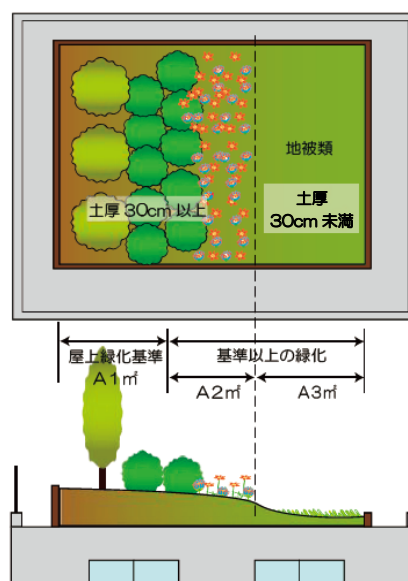
※生垣の長さは、 $2m \leq L2 + L3$ であること



(例2)

屋上緑化の助成額

= $A1 \times @15,000 + A2 \times @40,000 + A3 \times @25,000$



新宿区みどりの条例及び施行規則（抜粋）

平成 2 年 11 月 30 日新宿区条例第 43 号 新宿区みどりの条例（抜粋）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 みどりの保護（第 11 条—第 19 条）
- 第 3 章 みどりの育成（第 20 条—第 25 条）
- 第 4 章 みどりの協力員（第 26 条）
- 第 5 章 みどりの推進審議会
（第 27 条・第 28 条の 2）
- 第 6 章 助成（第 29 条）
- 第 7 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）をみどり豊かなうおいと安らぎのあるまちにするため、区、区民及び事業者が協力して、今あるみどりを保護し、新しいみどりを育成することにより、景観に配慮した良好な都市環境の形成を図り、もって健康で快適な都市生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林、生垣、草花及び草地等をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 建築行為等 新宿区規則（以下「規則」という。）で定める建築行為等をいう。

（区長の責務）

第 3 条 区長は、この条例の目的を達成するため、みどりの保護と育成に必要な施策を実施しなければならない。

2 区長は、都市環境におけるみどりの役割及び都市緑化技術等についての情報の収集に努めるとともに、みどりの保護と育成に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、並びに区民の提案を尊重するように努めなければならない。

平成 3 年 4 月 1 日新宿区規則第 27 号 新宿区みどりの条例施行規則（抜粋）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 みどりの保護（第 5 条—第 17 条）
- 第 3 章 みどりの育成（第 18 条—第 27 条）
- 第 4 章 みどりの協力員（第 28 条）
- 第 5 章 みどりの推進審議会
（第 29 条—第 34 条）
- 第 6 章 助成（第 35 条）
- 第 7 章 雑則（第 36 条—第 38 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宿区みどりの条例（平成 2 年新宿区条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（建築行為等）

第 3 条 条例第 2 条第 3 号に規定する新宿区規則（以下「規則」という。）で定める建築行為等は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を必要とする行為（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定を準用する場合を除く。）
- (2) 法第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定による通知を必要とする行為（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の規定を準用する場合を除く。）
- (3) 道路外に設ける駐車場及び自転車駐車場のうち建築物でないものの造成行為

(区民及び事業者の責務)

第4条 区民は、みどりの保護と育成に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保護と育成に努めるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 みどりの保護

(樹木等の保護及び回復)

第11条 土地の所有者又は管理者は、今ある樹木及び樹林の保護に努めなければならない。やむを得ず除去するときは、相応の樹木及び樹林の回復を図るよう努めなければならない。

第3章 みどりの育成

(公共施設の緑化)

第20条 区長は、区が設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、規則で定める基準により緑化を行わなければならない。

- 2 国又は他の地方公共団体若しくはこれに準じる法人（以下「国又は地方公共団体等」という。）は、その設置し、又は管理する施設について、前項に定める基準に準じて緑化を行わなければならない。

- 3 前2項又は次条第1項に定める者は、前2項又は次条第1項の規定により植栽したみどりを良好に維持管理しなければならない。

(民間施設の緑化等)

第21条 土地の所有者又は管理者は、規則で定める基準により緑化を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定に基づき、緑化を行う者に対して、緑化に関する相談、技術指導、苗木等のあっせん及び供給等みどりの保護と育成に必要な措置をとることができる。

(建築行為等と緑化)

第25条 規則により定める規模以上の敷地等について建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地等の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 国又は地方公共団体等が、規則で定める規模以上の敷地等について、建築行為等を行う場合は、事前に緑化計画書を区長に提出し、協議を行わなければならない。

- 3 前2項に規定する緑化計画書は、それぞれ第11条の趣旨並びに第20条及び第21条に定

第3章 みどりの育成

(緑化基準等)

第18条 条例第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定に基づく緑化は、周辺の景観に配慮して行わなければならない。

- 2 条例第20条第1項に規定する規則で定める公共施設の緑化基準は別表第1に定めるとおりとし、条例第21条第1項に規定する規則で定める民間施設の緑化基準は別表第2に定めるとおりとする。ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、これを緩和することができる。

(緑化計画書の提出を必要とする

敷地等の規模)

第24条 条例第25条第1項及び第2項に規定する規則で定める敷地等の規模は、250㎡とする。

(緑化計画書等)

第25条 条例第25条第1項及び第2項に規定する緑化計画書は、第17号様式による。

- 2 区長は、前項の緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより通知する。

- 3 前項の通知を受けた者は、緑化計画書の内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更緑化計画書（第18号様式）を区長に提出しなければならない。

- 4 区長は、前項の変更緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより通知する。

める基準に適合するものでなければならない。

- 4 建築行為等のうち、特に区長が重要と認めるものについては、前項で定める基準以上の緑化を推進し、地域の自然環境の向上に努めなければならない。
- 5 区長は、第1項に規定する緑化計画書の認定を受けないで建築行為等を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画書の認定を受けるよう又は当該認定に適合する緑化を行うよう若しくは緑化計画書を履行するよう勧告することができる。

第7章 雑則

(実地調査)

第30条 区長は、みどりの保護と育成の状況等について、必要があると認めるときは、職員に実地調査をさせることができる。

- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

(国又は地方公共団体等に対する要請)

第31条 区長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、国又は地方公共団体等に対して、その所有し、又は管理する土地若しくは施設等におけるみどりの保護と育成について、協力を要請することができる。

- 5 第2項又は前項の通知を受けた者は、事業計画を中止等した場合には、緑化計画廃止届(第19号様式)を区長に提出しなければならない。

- 6 第2項又は第4項の通知を受けた者は、緑化が完了したときは、緑化完了届(第20号様式)を区長に提出しなければならない。

- 7 区長は、緑化計画書のとおり緑化が履行されているときは、前項の緑化完了届の副本を交付することにより通知する。

(重要な建築行為等)

第26条 条例第25条第4項に規定する特に区長が重要と認める建築行為等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度利用地区(以下「高度利用地区」という。)内において行う建築行為等
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区(以下「特定街区」という。)内において行う建築行為等
- (3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区(同条第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。以下「再開発等促進区」という。)内において行う建築行為等
- (4) 総合設計制度(法第59条の2第1項に規定する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等
- (5) 一団地建築物設計制度等(法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。))に規定する一の敷地とみなすことによる制限の緩和制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等

- 2 前項各号に掲げる建築行為等を行う場合において、第18条第2項の公共施設の緑化基準又は民間施設の緑化基準により算出された緑化面積の敷地面積に対する割合が20パーセント未満となるときは、これを20パーセント以上とするよう緑化を推進するものとする。

(勧告)

第27条 区長は、条例第25条第5項の規定による勧告をするときは、緑化計画書履行等勧告(第21号様式)により行う。

第7章 雑則

(身分証明書)

第36条 条例第30条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第22号様式)によるものとする。

(違反行為の公表等)

第32条 区長は、次の各号の一に該当する者があるときは、審議会の調査審議を経て、文書で警告するとともに、その事実を公表することができる。

- (1) 第15条第1項第1号に違反し、保護樹木等を届出なく伐採した者
- (2) 第25条第1項に違反し、緑化計画書を提出しないで建築行為等を行った者
- (3) 第25条第5項に規定する勧告に従わない者

附 則

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 新宿区緑と花の条例（昭和48年新宿区条例第4号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

※改正 平成21年3月24日条例第29号

(違反行為の警告及び公表方法)

第37条 条例第32条の規定による警告は、違反行為の警告書（第23号様式）によるものとし、同条の規定による公表は、広報に掲載する方法等により行う。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

※改正 令和6年11月27日規則第69号

別表第1（第18条関係）

公共施設緑化基準

施設の種類	緑 化 の 基 準
道 路	1 今あるみどりを可能な限り保護するとともに、歩道の幅員が2.5メートル以上の道路については、状況に応じて街路樹、植樹帯、花壇等を設けて緑化する。 2 1以外の道路については、交通、道路形態を考慮し、可能な限り緑化する。
河 川	状況に応じて河川沿いの緑化を図る。
公 園 等	1 今あるみどりを可能な限り保護するとともに、公園等の敷地内で植栽不可能な部分を除き緑化する。 2 接道部の塀やフェンス等は、原則として生垣又は植樹帯とする。フェンス等を設ける必要がある場合は、原則としてその前面道路側を緑化する。
学 校	1 今あるみどりを可能な限り保護するとともに、学校敷地面積の10パーセント以上及び屋上利用可能面積の20パーセント以上の面積を緑化する。 2 接道部の塀やフェンス等は、原則として生垣又は植樹帯とし、接道部の長さに接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化する。フェンス等を設ける場合は、その前面道路側を緑化する。
庁舎その他の公共施設	1 今あるみどりを可能な限り保護する。緑化は、接道部に重点を置いて行い、接道部の塀やフェンス等は、原則として生垣又は植樹帯とし、接道部の長さに接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化する。フェンス等を設ける必要がある場合は、その前面道路側を緑化する。 2 1による緑化を実施した上、次の計算式による面積を緑化する。 (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の施設の場合 $\text{地上部の緑化面積} \geq \text{敷地面積} \times (1 - \text{法定建蔽率}) \times 0.2$ $\text{建築物上の緑化面積} \geq \text{屋上利用可能面積} \times 0.2$ ただし、法定建蔽率が90パーセントを超える敷地における地上部の緑化面積については、次の計算式による。 $\text{地上部の緑化面積} \geq \text{敷地面積} \times (1 - 0.9) \times 0.2$

	(2) 敷地面積が1,000平方メートル以上の施設の場合 地上部の緑化面積$\geq$敷地面積$\times$(1-法定建蔽率)$\times$0.25 建築物上の緑化面積$\geq$屋上利用可能面積$\times$0.25 ただし、法定建蔽率が90パーセントを超える敷地における地上部の緑化面積については、次の計算式による。 地上部の緑化面積$\geq$敷地面積$\times$(1-0.9)$\times$0.25 3 高度利用地区、特定街区若しくは再開発等促進区内の施設又は総合設計制度若しくは一団地建築物設計制度等の適用を受ける施設は、1による緑化を実施した上、2の規定にかかわらず、次の計算式による面積を緑化する。 (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の施設の場合 地上部の緑化面積$\geq$(敷地面積-建築面積)$\times$0.3 建築物上の緑化面積$\geq$屋上利用可能面積$\times$0.3 (2) 敷地面積が1,000平方メートル以上の施設の場合 地上部の緑化面積$\geq$(敷地面積-建築面積)$\times$0.35 建築物上の緑化面積$\geq$屋上利用可能面積$\times$0.35
--	--

備考

- 1 法定建蔽率とは、法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、本計算式では小数点表示に読み替える。以下同じ。
- 2 接道部緑化率とは、施設の種類及び敷地の面積に応じて次の「公共施設接道部緑化率一覧表」に定める割合をいう。

(公共施設接道部緑化率一覧表)

敷地の 面積 施設 の種類	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上
学 校	0.6	0.7			0.8	
庁 舎 等	0.5	0.6	0.7		0.8	
住 宅	0.5	0.6		0.7		0.8
そ の 他	0.2	0.3	0.6		0.7	

別表第2（第18条関係）

民間施設緑化基準

1	今あるみどりを可能な限り保護する。緑化は、接道部に重点を置いて行い、接道部の塀やフェンス等は、原則として生垣又は植樹帯とし、接道部の長さに接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化する。フェンス等を設ける必要がある場合は、その前面道路側を緑化する。
2	敷地面積が1,000平方メートル以上の施設については、1による緑化を実施した上、次の計算式による面積を緑化する。 (1) 敷地面積が5,000平方メートル未満の施設の場合 地上部の緑化面積 $\geq$ 敷地面積 $\times$ (1-法定建蔽率) $\times$ 0.2 建築物上の緑化面積 $\geq$ 屋上利用可能面積 $\times$ 0.2 ただし、法定建蔽率が90パーセントを超える敷地における地上部の緑化面積については、次の計算式による。 地上部の緑化面積 $\geq$ 敷地面積 $\times$ (1-0.9) $\times$ 0.2 (2) 敷地面積が5,000平方メートル以上の施設の場合 地上部の緑化面積 $\geq$ 敷地面積 $\times$ (1-法定建蔽率) $\times$ 0.25 建築物上の緑化面積 $\geq$ 屋上利用可能面積 $\times$ 0.25 ただし、法定建蔽率が90パーセントを超える敷地における地上部の緑化面積については、次の計算式による。 地上部の緑化面積 $\geq$ 敷地面積 $\times$ (1-0.9) $\times$ 0.25
3	高度利用地区、特定街区若しくは再開発等促進区内の施設又は総合設計制度若しくは一団地建築物設計制度等の適用を受ける施設は、1による緑化を実施した上、2の規定にかかわらず、次の計算式による面積を緑化する。 (1) 敷地面積が5,000平方メートル未満の施設の場合 地上部の緑化面積 $\geq$ (敷地面積-建築面積) $\times$ 0.3 建築物上の緑化面積 $\geq$ 屋上利用可能面積 $\times$ 0.3 (2) 敷地面積が5,000平方メートル以上の施設の場合 地上部の緑化面積 $\geq$ (敷地面積-建築面積) $\times$ 0.35 建築物上の緑化面積 $\geq$ 屋上利用可能面積 $\times$ 0.35

備考

接道部緑化率とは、施設の種類及び敷地等の面積に応じて次の「民間施設接道部緑化率一覧表」に定める割合をいう。

（民間施設接道部緑化率一覧表）

敷地の 面積 施設 の種類	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上
学 校	0.5	0.6	0.7		0.8	
住 宅	0.5	0.6		0.7		0.8
事 務 所 店 舗 工 場 等	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	
そ の 他	0.2	0.3	0.6		0.7	

〔代理者〕

〔事業者〕

住所

住所

氏名

氏名

電話

電話

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

緑 化 計 画 書

新宿区みどりの条例第25条第 項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

名 称										
所 在 地										
建築行為等の種類		1 一般の建築行為等 2 重要な建築行為等								
施 設 の 種 類		1 事務所・店舗等 2 住宅 3 庁舎等 4 学校 5 その他 ()								
法定建蔽率		敷地面積		建築面積		屋上利用可能面積		接道部延長		
%		A m ²		m ²		m ²		m		
緑地管理者		所属				電話		完了予定年月日		
一般の建築行為等	接道部	地上部緑化延長		建築物上緑化延長		緑化延長合計		接道部緑化率(基準)		
		B m		ベランダ 壁面 合計C m m		B+C m		% %		
	緑化面積	地上部の緑化面積			建築物上の緑化面積					
		既存樹木			m ²		屋上(樹木) G m ² (その他)H m ²			
		残存樹木 D			m ²		ベランダ (樹木) I m ² (その他)J m ²			
		新規樹木 E			m ²		壁面 K m ²			
		合計緑化面積 F=D+E			m ²		合計緑化面積 L=G~K		m ²	
		地上部緑化面積(基準)			m ²		建築物上緑化面積		緑化面積計(基準) m ²	
		樹木の緑化面積 M=F+G+I			m ²		(基準) m ²		緑化面積計 N=F+L m ²	
		重要な建築行為等	1 高度利用地区 2 特定街区 3 再開発等促進区 4 総合設計制度 5 一団地建築物設計制度等						受 付	
その他緑化面積			緑化面積総合計		全敷地の緑化率					
0 m ²			P=N+0 m ²		(P/A) %					
処 理 欄		計画書番号				担当者				
※記入しないでください		—								

事 業 者 様

第 号

年 月 日

上記の通り認定(協議)しました。

新宿区長

印

植栽樹木本数等一覧表

樹木等の分類	既 存 樹 木 等		新 植 樹 木 等				合 計
	既 存	残 存	地 盤 上	屋 上	ヘランタ [※]	壁 面	
高 木 (高さ3.0m以上)	本	本	本	本	本	—	本
中 木 (高さ1.5～3.0m未満)	本	本	本	本	本	—	本
低 木 (高さ0.3～1.5m未満)	本	本	本	本	本	—	本
樹 木 合 計	本	本	本	本	本	—	本
ツ ル 植 物	株	株	株	株	株	株	株
地被植物・草花等	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

1 「一般の建築行為等」の場合においても、木本性ツル植物の植栽株数、地被植物・草花等の植栽面積を参考数値として記入してください。

2 緑化計画書、変更緑化計画書及び緑化完了届提出の際に必ず添付してください。

「既存樹木の保護・生き物への配慮・景観への配慮・屋上緑化」チェックリスト

このチェックリストは、新宿区をみどり豊かなうるおいと安らぎのあるまちにするため、今回の事業計画の中で、区民及び事業者の皆様にご配慮いただきたいことを記入してもらうものです。

チェック後、緑化計画書の参考資料として添付してください。

1 既存樹木の保護について

計画地の既存樹木の保護について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 区に指定されている保護樹木・保護樹林・保護生垣があります。
- イ. 幹回り 1.2m 以上の大木があります。
- ウ. 既存樹木は残存・移植によりすべて残します。
- エ. 既存樹木は残存・移植により一部残します。
- オ. 既存樹木はありますが、残すに値するような大木や特別な樹木はありませんので残しません。
- カ. 既存樹木はありますが、建築計画の都合で残せません。
- キ. 既存樹木はまったくありません。



- ・ 残存・移植によりできるだけ残してください。
- ・ やむを得ず伐採する場合は、新植により緑化基準を満たしてください。
- ・ 保護樹木等を伐採する場合は、事前に保護樹木等の解除申請を行ってください。

2 生き物（チョウ・トンボ・野鳥など）への配慮について

計画地の生き物への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 生き物が好む樹種を選びました。(樹種名)
- イ. 植栽樹木を多種類にしました。
- ウ. 植栽形態を工夫しました。(どのような点で)
- エ. その他 ()

3 景観への配慮について

計画地の景観への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 接道部の植栽はボリュームとデザインを工夫しました。
(どのような点で)
- イ. ゴミ置き場・設備機器等を植栽で隠しました。
- ウ. 植栽樹木を多種類にしました。
- エ. 植栽面積をできる限り多くとりました。
- オ. その他 ()

4 屋上緑化の実施について

本計画の建築物の屋上緑化について、下記の項目に○でお答えください。

- ア. 基準どおりに行う予定です。
- イ. 基準どおりではありませんが、可能な限り行う予定です。
- ウ. 算定外のプランターや植木鉢等の設置はできると思います。
- エ. 今回の計画に屋上（又は屋上に準ずる場所）はありません。
- オ. 行いません（行えません）。
(その理由は)
- カ. 自動かん水装置を設置します。

新宿区長

(正・副)
年 月 日

[代理者] [事業者]
住所 住所

氏名 氏名
電話 電話

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

変更緑化計画書(第 回)

新宿区みどりの条例施行規則第25条第3項の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

名 称									
所 在 地									
建築行為等の種類		1 一般の建築行為等 2 重要な建築行為等							
施 設 の 種 類		1 事務所・店舗等 2 住宅 3 庁舎等 4 学校 5 その他 ()							
法定建蔽率		敷地面積		建築面積		屋上利用可能面積		接道部延長	
%		A m ²		m ²		m ²		m	
緑地管理者		所属				電話		完了予定年月日	
一般の建築行為等	接道部	地上部緑化延長		建築物上緑化延長		緑化延長合計		接道部緑化率(基準)	
		B m		ベランダ 壁面 合計C m		B+C m		% %	
	緑化面積	地上部の緑化面積			建築物上の緑化面積				
		既存樹木			屋上(樹木) G m ² (その他)H m ²				
		残存樹木 D m ²			ベランダ(樹木) I m ² (その他)J m ²				
		新規樹木 E m ²			壁面 K m ²				
		合計緑化面積 F=D+E m ²			合計緑化面積 L=G~K 0.0 m ²				
積	地上部緑化面積(基準)			建築物上緑化面積		緑化面積計(基準)			
	樹木の緑化面積 M=F+G+I m ²			(基準) m ²		緑化面積計 N=F+L m ²			
重要な建築行為等	1 高度利用地区 2 特定街区 3 再開発等促進区 4 総合設計制度 5 一団地建築物設計制度等							受 付	
	その他緑化面積		緑化面積総合計		全敷地の緑化率				
		0 m ²		P=N+0 m ²		(P/A) %			
処 理 欄		計画書番号			担当者				
※記入しないでください		—							

事 業 者 様		第 号 年 月 日	
上記の通り認定(協議)しました。		新宿区長 印	

新宿区長

(正・副)
年 月 日

[代理者] [事業者]
住所 住所

氏名 氏名
電話 電話

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

緑化完了届

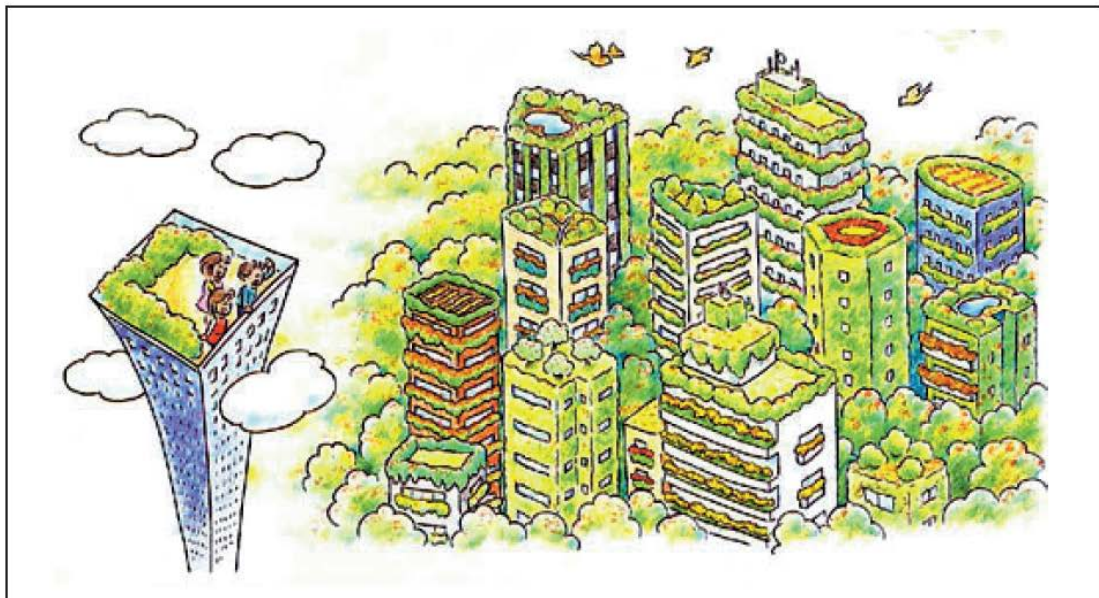
新宿区みどりの条例施行規則第25条第6項の規定により、下記のとおり緑化完了届を提出します。

名 称						
所 在 地						
建築行為等の種類		1 一般の建築行為等 2 重要な建築行為等				
施 設 の 種 類		1 事務所・店舗等 2 住宅 3 庁舎等 4 学校 5 その他 ()				
法定建蔽率		敷地面積	建築面積	屋上利用可能面積	接道部延長	
%		A m ²	m ²	m ²	m	
緑地管理者		所属 電話			完了年月日	
一般の 建築行為等	接道部	地上部緑化延長	建築物上緑化延長	緑化延長合計	接道部緑化率(基準)	
		B m	ベランダ 壁面 合計C m	B+C m	% %	
	緑化面積	地上部の緑化面積		建築物上の緑化面積		
		既存樹木 m ²		屋上(樹木) G m ² (その他)H m ²		
		残存樹木 D m ²		ベランダ(樹木) I m ² (その他)J m ²		
		新規樹木 E m ²		壁面 K m ²		
		合計緑化面積 F=D+E m ²		合計緑化面積 L=G~K m ²		
		地上部緑化面積(基準) m ²		建築物上緑化面積	緑化面積計(基準) m ²	
重要な 建築行為等	樹木の緑化面積 M=F+G+I m ²		(基準) m ²	緑化面積計 N=F+L m ²		
	1 高度利用地区 2 特定街区 3 再開発等促進区 4 総合設計制度 5 一団地建築物設計制度等		受 付			
その他緑化面積		緑化面積総合計	全敷地の緑化率			
0 m ²		P=N+0 m ²	(P/A) %			
処 理 欄		計画書受付日		計画書番号		
※記入しないでください				—		

事 業 者 様		第 号
年 月 日履行を確認しました。		年 月 日
新宿区長		印

この印刷物は、業者委託により 500 部印刷製本しています。
その経費として、1 部あたり 876 円（税込）がかかっています。
ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

緑化計画書作成の手引き		2024-4-3807	
平成 3 年 4 月	初版	平成 18 年 1 月	改定
平成 3 年 12 月	改定	平成 19 年 4 月	改定
平成 6 年 2 月	改定	平成 20 年 4 月	改定
平成 7 年 3 月	改定	平成 21 年 4 月	改定
平成 8 年 7 月	全面改定	平成 22 年 2 月	改定
平成 9 年 9 月	改定	平成 23 年 2 月	改定
平成 13 年 3 月	全面改定	平成 24 年 2 月	改定
平成 14 年 2 月	改定	平成 26 年 3 月	改定
平成 15 年 2 月	改定	令和 3 年 3 月	改定
平成 16 年 1 月	改定	令和 7 年 3 月	改定
編集・発行	新宿区みどり土木部みどり公園課		
	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1		
	TEL 03(5273)3924（ダイヤルイン）		
	FAX 03(3209)5595		



令和 7 年 3 月